

復興整備計画
（第 23 回変更）

大船渡市・岩手県

平成 28 年 9 月 28 日
（平成 28 年 12 月 6 日：様式第 9 の追加）

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）
大船渡市の全域（別添の復興整備事業総括図のとおり）
2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）
① 被災住居を低地から高台へ集団移転することにより、想定される最大級の津波（レベル2：数百年から千年に1回の確率で発生する津波）及び高潮から人命や財産を守る。 ② 地域の地形特性を踏まえるほか、高齢化や人口減少等も見据えながら、コンパクトな集落づくりを進める。 ③ 移転跡地（移転促進区域）は、災害危険区域に指定し、地域住民参加のもとに、水産業や農業の再生等地域振興につながる活用と計画的な秩序ある利用開発を進める。 ④ 津波浸水リスクを十分考慮しながら、被災経験を教訓とした再生可能エネルギーの活用による地産地消・地域分散型エネルギー社会の構築を図り、災害に強い都市基盤の形成や地域特性を生かした産業振興を図る。 ⑤ 被災した中心市街地においては、土地の嵩上げによって想定される最大級の津波でも浸水しない安全な宅地を確保するとともに、浸水が想定される区域についても、一時避難場所や避難路のほか、商業業務施設の早期再建の場となる拠点エリアを整備することにより、産業経済の復興を牽引する。
3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）
(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向 災害に強い地域づくりを推進するため、被災住居を高台や嵩上げた安全な宅地に移転集約する。これに伴い、移転跡地（移転促進区域）は、災害危険区域に指定し、住宅の建設を禁止するとともに、地区・地域の特性を考慮したうえで、水産関連産業の集積や農地の復旧、商業・業務系用途等地域振興につながるよう有効に活用する。 また、再生可能エネルギー発電施設用地を津波浸水リスクのない地区も含め、分散的に選定し、災害時の緊急復旧対応や移転跡地等における産業振興に大きく貢献する安定的な電力供給体制を確保する。 なお、地震による地盤の沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されているが、農用地、保安林等を極力回避して事業用地を選定する。 (2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照） ①門之浜地区(A地区)、小河原地区(K地区)、梅神地区(O地区)、泊里地区(Q地区、S地区、T地区)、碁石地区(U地区) ：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、宅地等の嵩上げによる防潮・防災機能の付加、山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系及び緑地・農地系を中心とした土地利用を図る。（小河原地区については、一部において住居系土地利用を図る。） ②小細浦地区(B地区)、峰岸地区(M地区) ：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、山側への避難路の確保や道路網の整備により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等津波被害の大きかった沿岸部は、漁業・水産系を中心とした土地利用を図る。 ③田浜・港・岩崎地区(C地区、AJ地区) ：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、山側への避難路の確保や道路網の整備により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系及び緑地・農地系を中心とした土地利用を図る。

- ④崎浜地区(D地区、A I地区)
：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、防災機能を付加した道路整備や山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系、緑地・農地系及び商業系を中心とした土地利用を図る。
- ⑤泊地区(E地区)、浦浜地区(F地区)、浦浜南地区(L地区)、浦浜仲・西地区(P地区)、浦浜東・甫嶺地区(W地区、A H地区)
：浸水区域内の住居、教育施設等の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、防災機能を付加した道路整備や山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系及び緑地・農地系を中心とした地域振興の拠点としての土地利用を図る。
- ⑥上甲子地区(G地区)：津波浸水リスクのない地区の一定規模の土地を有効に活用し、再生可能エネルギーを活用した電力供給拠点施設（大規模太陽光・メガソーラー発電所）を整備することにより、災害に強い都市基盤の形成、農林業の振興及び環境と共生した持続可能なまちづくりを行う。
- ⑦大船渡駅周辺地区(H地区)、大船渡(津波復興拠点)地区(I地区)、大船渡（集団移転促進事業、防災センター整備事業）地区(X地区、A B地区)
：土地の嵩上げによる安全な宅地の創出、浸水区域内の住居の近傍高台等への移転、山側への避難路の確保、一時避難場所や防災拠点の整備等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。浸水想定区域は、商業業務施設の早期再建等により、産業経済の復興を牽引する都市機能の維持・形成に資するまちづくりを行うとともに、漁業・水産加工等産業系を中心とした土地利用を図る。
- ⑧清水地区(J地区)、蛸ノ浦地区(R地区、A E地区)
：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、山側への避難路の確保、地域の一時避難場所や防災拠点の整備等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等津波被害の大きかった沿岸部は、漁業・水産系を中心とした土地利用を図る。
- ⑨中赤崎地区(N地区、V地区、A C地区、A D地区、A G地区)、永浜地区(Y地区、Z地区、A A地区)、中赤崎地区～永浜地区(A F地区)
：浸水区域内の住居、教育施設、公益的施設等の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、災害に強い基幹道路の整備や山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等臨海地域は、漁業・水産系、及び緑地・農地系を中心とした土地利用を図る。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	H地区	事業の名称：大船渡駅周辺地区土地区画整理事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成32年度 種類：土地区画整理事業
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	A地区	事業の名称：門之浜地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度

	B 地区	事業の名称：小細浦地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度
	C 地区	事業の名称：田浜地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度
	D 地区	事業の名称：崎浜地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度
	E 地区	事業の名称：泊地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度
	J 地区	事業の名称：清水地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度
	K 地区	事業の名称：小河原地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度
	L 地区	事業の名称：浦浜南地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度
	M地区	事業の名称：峰岸地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度
	O 地区	事業の名称：梅神地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成28年度
	P 地区	事業の名称：浦浜仲・西地区集団移転促進事業

		実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成28年度
	Q 地区	事業の名称：泊里地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成28年度
	R 地区	事業の名称：蛸ノ浦地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度
	W地区	事業の名称：浦浜東・甫嶺地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度
	X 地区	事業の名称：大船渡地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成28年度
	Y 地区	事業の名称：永浜地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成28年度
	A C 地区	事業の名称：中赤崎地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり（1工区、2工区、3工区） 実施予定期間：平成25年度～平成29年度
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業	F 地区	事業の名称：越喜来小学校・越喜来こども園改築事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度 種類：公立学校施設整備事業
	I 地区	事業の名称：大船渡地区津波復興拠点整備事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成29年度

	種類：津波復興拠点整備事業（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）
N地区	事業の名称：大船渡都市計画都市施設学校事業1号赤崎小学校及び附帯事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度 種類：公立学校施設整備事業
S地区	事業の名称：道路新設事業（泊里地区） 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 種類：道路事業
V地区	事業の名称：大船渡都市計画都市施設学校事業2号赤崎中学校及び附帯事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度 種類：公立学校施設整備事業
Z地区	事業の名称：道路新設・改良事業（永浜地区） 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成28年度 種類：道路事業
AA地区	事業の名称：避難路整備事業（永浜地区） 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成28年度 種類：道路事業
AD地区	事業の名称：道路新設・改良事業（中赤崎地区） 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成29年度 種類：道路事業
AF地区	事業の名称：主要地方道大船渡綾里三陸線道路改築工事 実施主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成30年度 種類：道路事業
(7) 津波防護施設の整備に関する事業	

(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業	G 地区	事業の名称：五葉山太陽光発電事業 実施主体：五葉山太陽光発電合同会社 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度
	T 地区	事業の名称：災害公営住宅整備事業（泊里団地） 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度
	U 地区	事業の名称：碁石漁港海岸災害復旧事業 事業主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度
	A B 地区	事業の名称：大船渡市防災センター整備事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成29年度
	A E 地区	事業の名称：合足地域防災コミュニティセンター整備事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成28年度
	A G 地区	事業の名称：跡浜地区海岸改修工事及び二級河川後の入川水系後の入川改修工事 事業主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成30年度
	A H 地区	事業の名称：浦浜地区多目的広場整備事業 事業主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成28年度～平成29年度
	A I 地区	事業の名称：崎浜地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり

		実施予定期間：平成27年度～平成28年度
	A J 地区	事業の名称：綾里地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり（田浜地区、港・岩崎地区） 実施予定期間：平成27年度～平成28年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成24年度～平成32年度		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

4－① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	集団移転促進事業	C地区	保安林	解除		0.1890	
2	都市施設の整備に関する事業	F地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		4 (3.67)	
			地域森林計画区域	変更		3.67	
3	その他施設の整備に関する事業	G地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		5 (5.37)	
			地域森林計画区域	変更		5.37	
4	都市施設の整備に関する事業	N地区	土地利用基本計画の森林地域	変更	0 (0.15)	2 (1.83)	
			地域森林計画区域	変更	0 (0.15)	1.83	
			都市計画（公立学校施設整備事業） [大船渡市決定]	決定	3.09		
			都市計画（公立学校施設整備事業） [大船渡市決定]	変更	2.98		
5	集団移転促進事業	Q地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		2 (2.34)	
	都市施設の整備に関する事業	S地区	地域森林計画区域	変更		2.34	
	その他施設の整備に関する事業	T地区					
6	集団移転促進事業	R地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		1 (1.09)	
			地域森林計画区域	変更		1.09	
7	その他施設の整備に関する事業	U地区	保安林	解除		0.0053	

8	都市施設の整備に関する事業	V 地区	保安林	解除		0.4530	
			都市計画（公立学校施設整備事業） [大船渡市決定]	決定	3.57		
			都市計画（公立学校施設整備事業） [大船渡市決定]	変更	3.57		
9	集団移転促進事業	X 地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		1 (0.87)	
			地域森林計画区域	変更		0.87	
10	集団移転促進事業	Y 地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		2 (2.35)	
	都市施設の整備に関する事業	Z 地区	地域森林計画区域	変更		2.35	
	都市施設の整備に関する事業	A A 地区					
11	その他施設の整備に関する事業	A B 地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		2 (1.69)	
			地域森林計画区域	変更		1.69	
12	集団移転促進事業	A C 地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		4 (3.64)	
	都市施設の整備に関する事業	A D 地区	地域森林計画区域	変更		3.64	

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4－② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）													
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 （4ha超）	都市計画法			農地法 （4ha以下）	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	集団移転促進事業	E地区					○						
2	集団移転促進事業	C地区					○						
3	その他施設の整備に関する事業	G地区	○										
			○										
4	集団移転促進事業	J地区	○										
			○										
5	集団移転促進事業	K地区	○										
			○										
			○										
6	集団移転促進事業	L地区	○										
			○										
			○										
7	集団移転促進事業	M地区	○										
			○										
8	集団移転促進事業	D地区	○										
			○										
9	集団移転促進事業	O地区	○										
			○										
10	集団移転促進事業	P地区	○										
			○										

11	集団移転促進事業	Q 地区	○										
			○										
12	集団移転促進事業	R 地区	○										
			○										
13	集団移転促進事業	W 地区	○										
			○										
14	集団移転促進事業	X 地区	○										
			○										
15	都市施設の整備に関する事業	N 地区				○							
16	都市施設の整備に関する事業	V 地区				○							
17	集団移転促進事業	Y 地区	○										
			○										
18	集団移転促進事業	A C 地区	○										
			(3 工区)										
			○										
			(2 工区)										
			○										
			(1 工区)										
			○										
			(3 工区)										
19	その他施設の整備に関する事業	A E 地区	○										
			○										

- (注) 1 本様式は、法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（4 ha 超）」は、上段には法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第 50 条第 1 項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をするとともに、併せて農林水産大臣が定める書類（様式第 9）

を添付する。なお、法第 46 条第 1 項第 1 号の地域をその区域とする被災関連市町村等においては、当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、様式第 9 を農林水産大臣に提出する。

大船渡市 土地利用構想図

上甲子地区の土地利用方針
○災害に強い都市基盤の形成
○農林業の振興
○環境と共生した持続可能な地域社会の形成

大船渡市の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・防潮堤等による津波対策の検討、道路等の嵩上げによる防潮機能の付加
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- 防災機能を付加した道路の確保
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全・安心な道路網と道路ネットワークの確保
- 災害に強い都市基盤の形成
- 地域特性を生かした産業振興と土地利用
- 環境と共生した持続可能な地域社会の形成

中赤崎地区、永浜地区、中赤崎地区～永浜地区の土地利用方針
○津波からの安全性が確保されるまちづくり

- ・災害に強い基幹道路の整備
- ・防潮堤等による津波対策の検討
- ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- ・小学校等公共・公益的施設の移転

崎浜地区の土地利用方針
○津波からの安全性が確保されるまちづくり

- ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転

泊地区、浦浜地区、浦浜南地区、浦浜中・西地区、浦浜東・甫嶺地区の土地利用方針
○津波からの安全性が確保されるまちづくり

- ・道路等の嵩上げによる防潮機能の付加
- ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- ・教育施設等の近傍高台等へ移転

大船渡駅周辺地区、大船渡(津波復興拠点)地区、大船渡(集団移転促進事業、防災センター整備事業)地区の土地利用方針
○津波からの安全性が確保されるまちづくり

- ・JR 大船渡線から山側の土地の嵩上げによる防潮機能の確保
- ・土地区画整理事業によって嵩上げし、宅地を再建
- ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- ・防災活動等の拠点整備による防災機能の強化

田浜・港・岩崎地区の土地利用方針
○津波からの安全性が確保されるまちづくり

- ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転

清水地区、蛸ノ浦地区の土地利用方針
○津波からの安全性が確保されるまちづくり

- ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転
- ・防災活動等の拠点整備による防災機能の強化

小細浦地区、峰岸地区の土地利用方針
○津波からの安全性が確保されるまちづくり

- ・防潮堤等による津波対策の検討
- ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転

門之浜地区、小河原地区、梅神地区、泊里地区、碓石地区の土地利用方針
○津波からの安全性が確保されるまちづくり

- ・道路等の嵩上げによる防潮機能の付加
- ・防潮堤等による津波対策の検討
- ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等へ移転。一部住宅地は、宅地嵩上げなどを実施

大船渡(津波復興拠点)地区 (I 地区)

大船渡(集団移転促進事業・防災センター整備事業)地区 (X 地区、AB 地区)

大船渡駅周辺地区 (H 地区)

中赤崎地区 (N 地区、V 地区、AC 地区、AD 地区、AG 地区)

中赤崎地区～永浜地区 (AF 地区)

永浜地区 (Y 地区、Z 地区、AA 地区)

清水地区 (J 地区)

田浜・港・岩崎地区 (C 地区、AJ 地区)

蛸ノ浦地区 (R 地区、AE 地区)

小細浦地区 (B 地区)

峰岸地区 (M 地区)

小河原地区 (K 地区)

梅神地区 (O 地区)

泊里地区 (Q 地区、S 地区、T 地区)

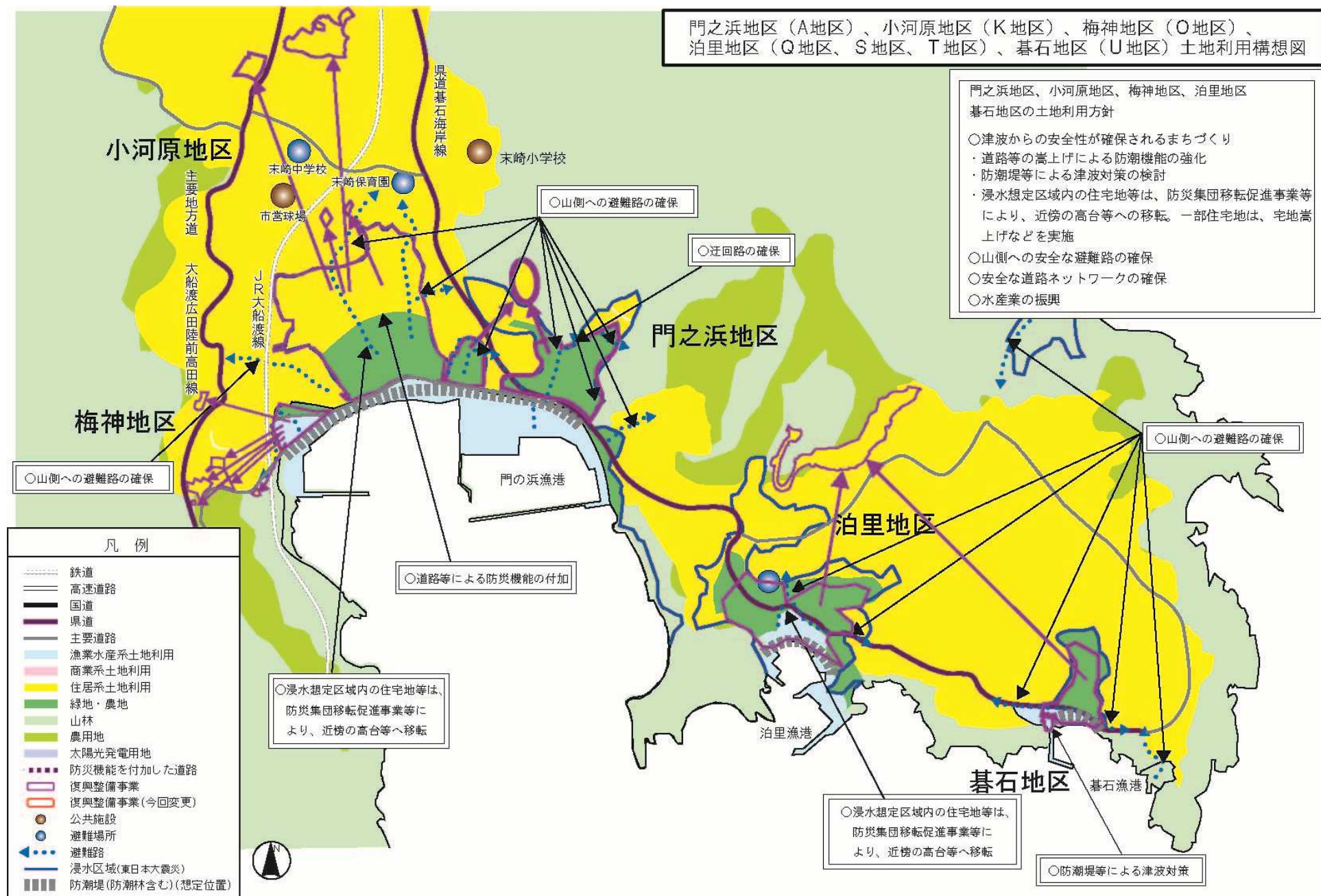
門之浜地区 (A 地区) 碓石地区 (U 地区)



門之浜地区（A地区）、小河原地区（K地区）、梅神地区（O地区）、泊里地区（Q地区、S地区、T地区）、基石地区（U地区）土地利用構想図

門之浜地区、小河原地区、梅神地区、泊里地区
基石地区の土地利用方針

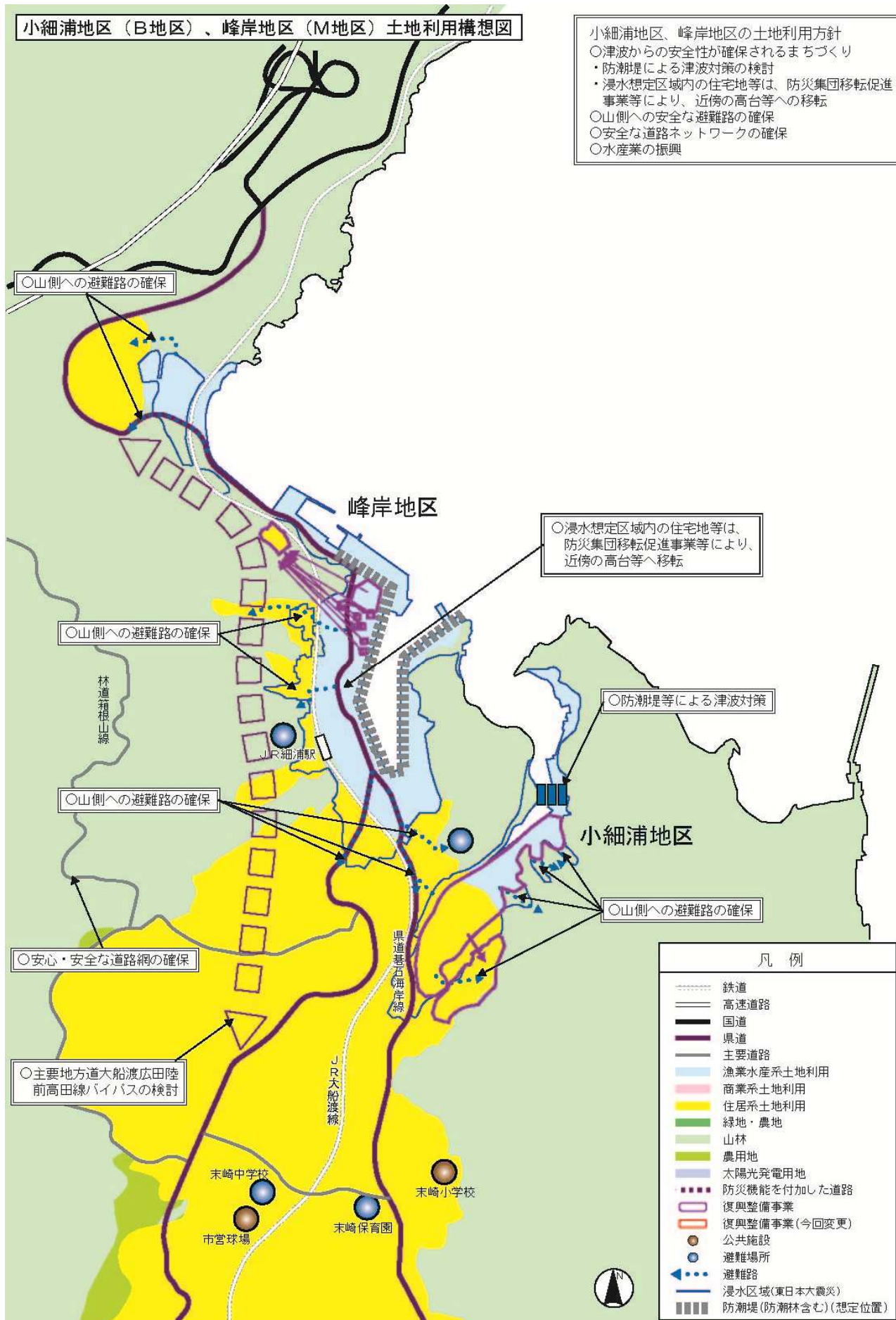
- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・道路等の嵩上げによる防潮機能の強化
 - ・防潮堤等による津波対策の検討
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等への移転。一部住宅地は、宅地嵩上げなどを実施
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全な道路ネットワークの確保
- 水産業の振興



小細浦地区（B地区）、峰岸地区（M地区）土地利用構想図

小細浦地区、峰岸地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・防潮堤による津波対策の検討
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等への移転
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全な道路ネットワークの確保
- 水産業の振興



田浜・港・岩崎地区（C地区、A J地区）土地利用構想図

田浜・港・岩崎地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
- ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等への移転。
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全な道路ネットワークの確保
- 水産業の振興

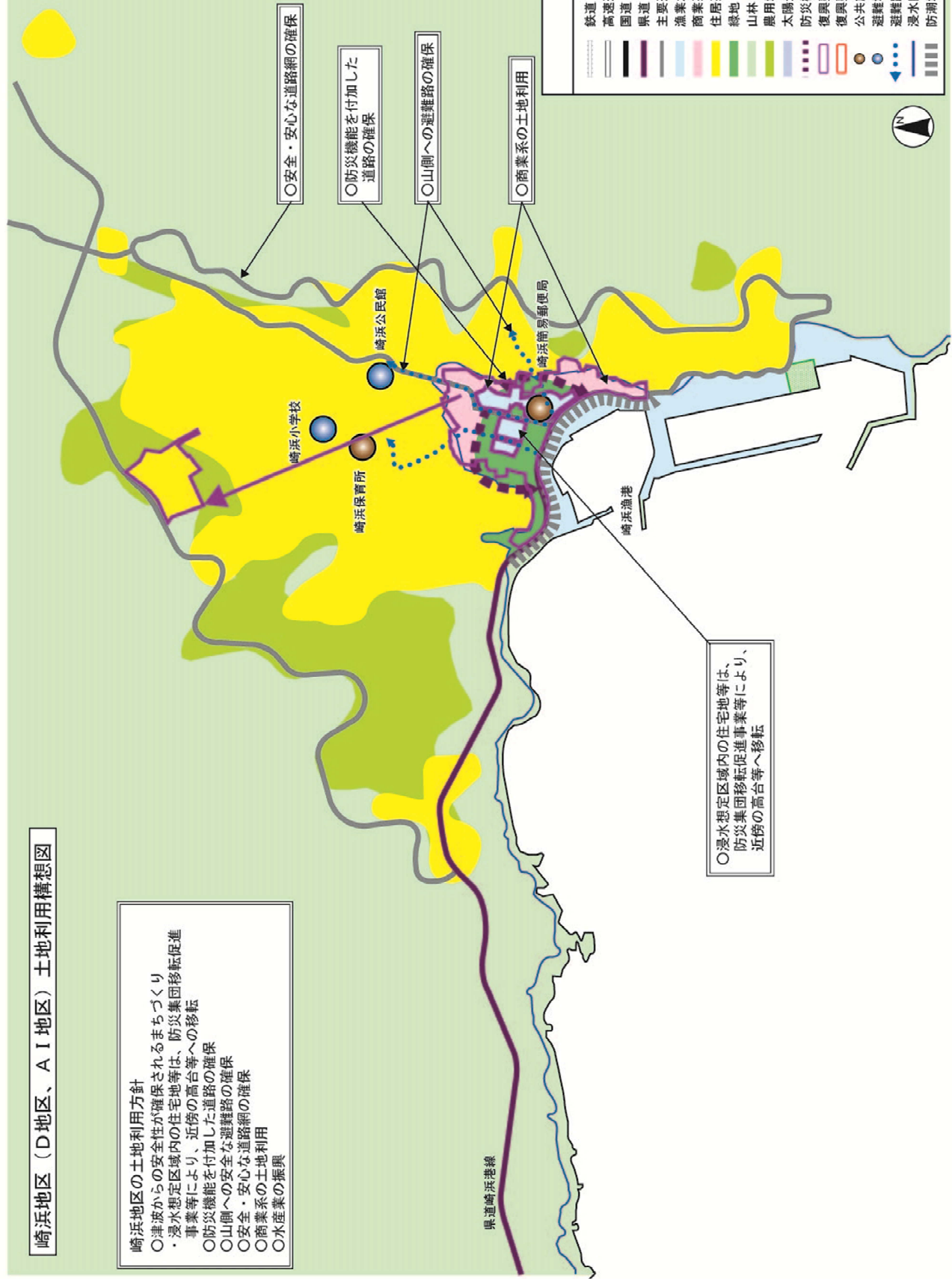
凡 例	
	鉄道
	高速道路
	国道
	県道
	主要道路
	漁業水産系土地利用
	商業系土地利用
	住居系土地利用
	緑地・農地
	山林
	農用地
	太陽光発電用地
	防災機能を付加した道路
	復興整備事業
	復興整備事業（今回変更）
	公共施設
	避難場所
	避難路
	浸水区域（東日本大震災）
	防潮堤（防潮林含む）（想定位置）



崎浜地区（D地区、A I地区）土地利用構想図

崎浜地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
- ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等への移転
- 防災機能を付加した道路の確保
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全・安心な道路網の確保
- 商業系の土地利用
- 水産業の振興



凡 例

鉄道	高速道路	国道	県道	主要道路	商業水産系土地利用	商業系土地利用	住居系土地利用	緑地・農地	山林	農用地	太陽光発電用地	防災機能を付加した道路	復興整備事業	復興整備事業（今回変更）	公共施設	避難場所	避難路	浸水区域（東日本大震災）	防潮堤（防潮林含む）（想定位置）

○浸水想定区域内の住宅地等は、
 防災集団移転促進事業等により、
 近傍の高台等へ移転

上甲子地区（G地区）土地利用構想図

上甲子地区の土地利用方針

- 災害に強い都市基盤の形成
- 農林業の振興
- 環境と共生した持続可能な地域社会の形成

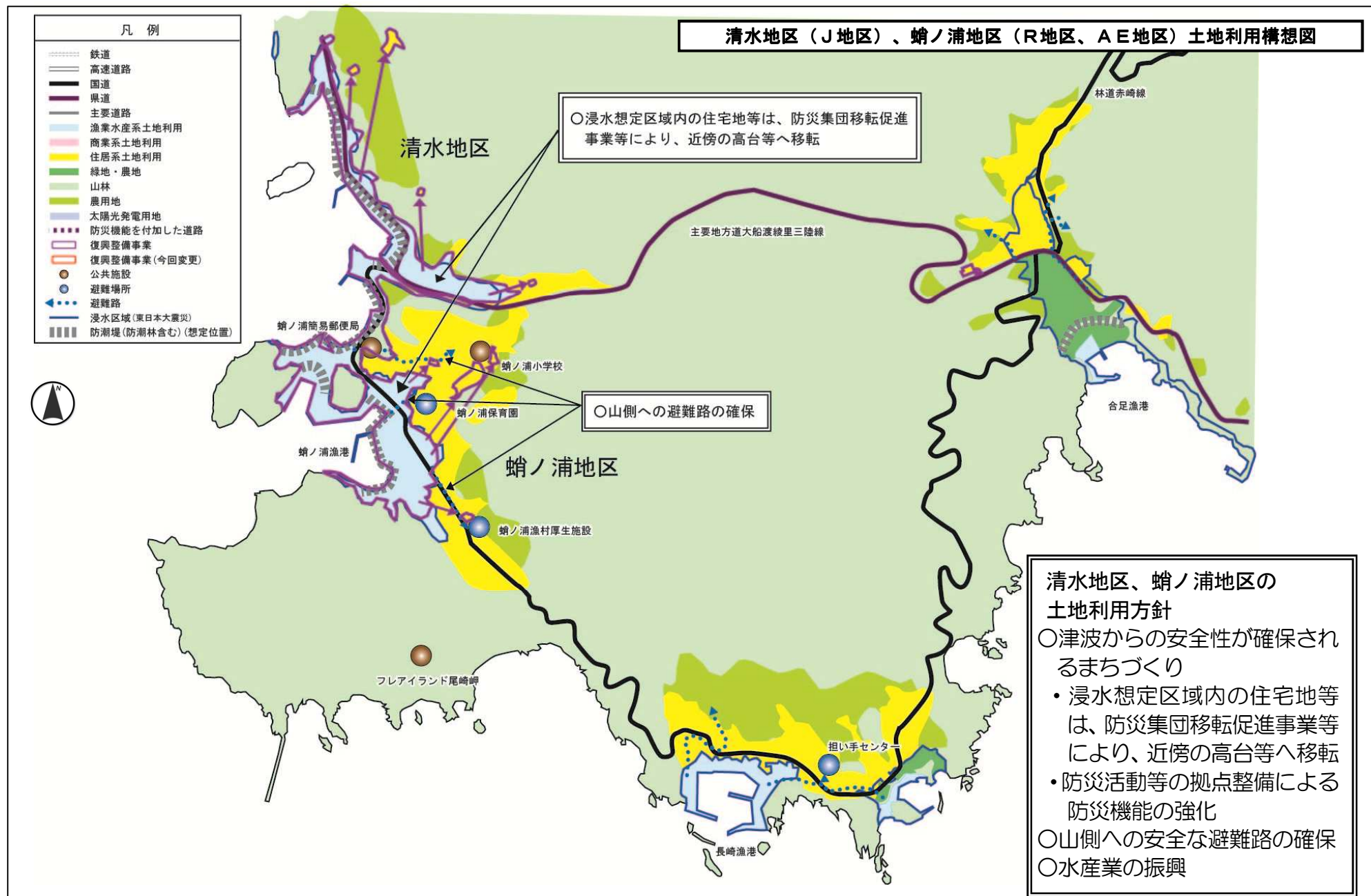
凡 例

- 鉄道
- 高速道路
- 国道
- 県道
- 主要道路
- 漁業水産系土地利用
- 商業系土地利用
- 住居系土地利用
- 緑地・農地
- 山林
- 農用地
- 太陽光発電用地
- 防災機能を付加した道路
- 復興整備事業
- 復興整備事業（今回変更）
- 公共施設
- 避難場所
- 避難路
- 浸水区域（東日本大震災）
- 防潮堤（防潮林含む）（想定位置）



大船渡駅周辺地区（H地区）、大船渡（津波復興拠点）地区（I地区）、大船渡（集団移転促進事業、防災センター整備事業）地区（X地区、AB地区）
土地利用構想図

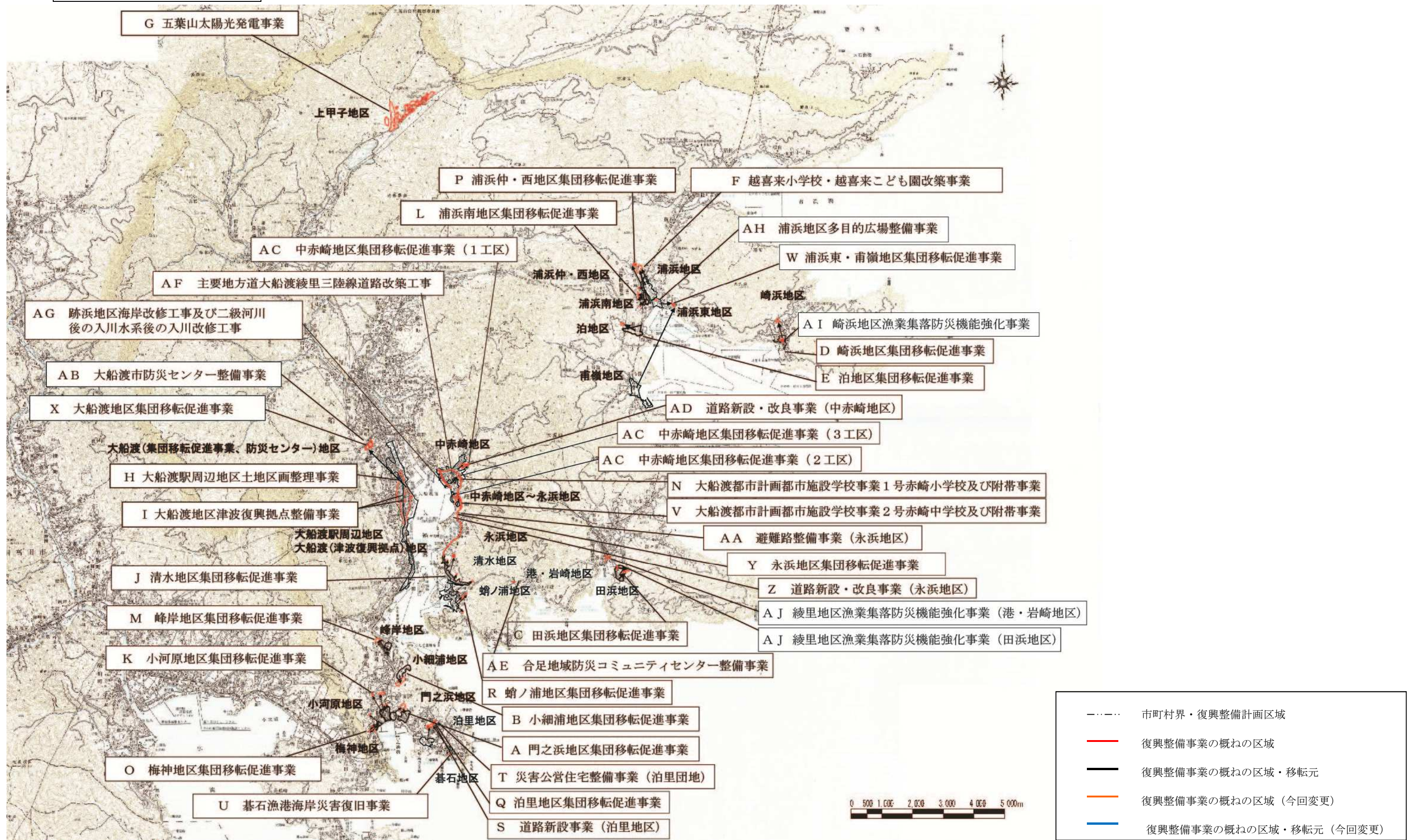




中赤崎地区（N地区、V地区、AC地区、AD地区、AG地区）、
永浜地区（Y地区、Z地区、AA地区）、中赤崎地区～永浜地区（AF地区）土地利用構想図

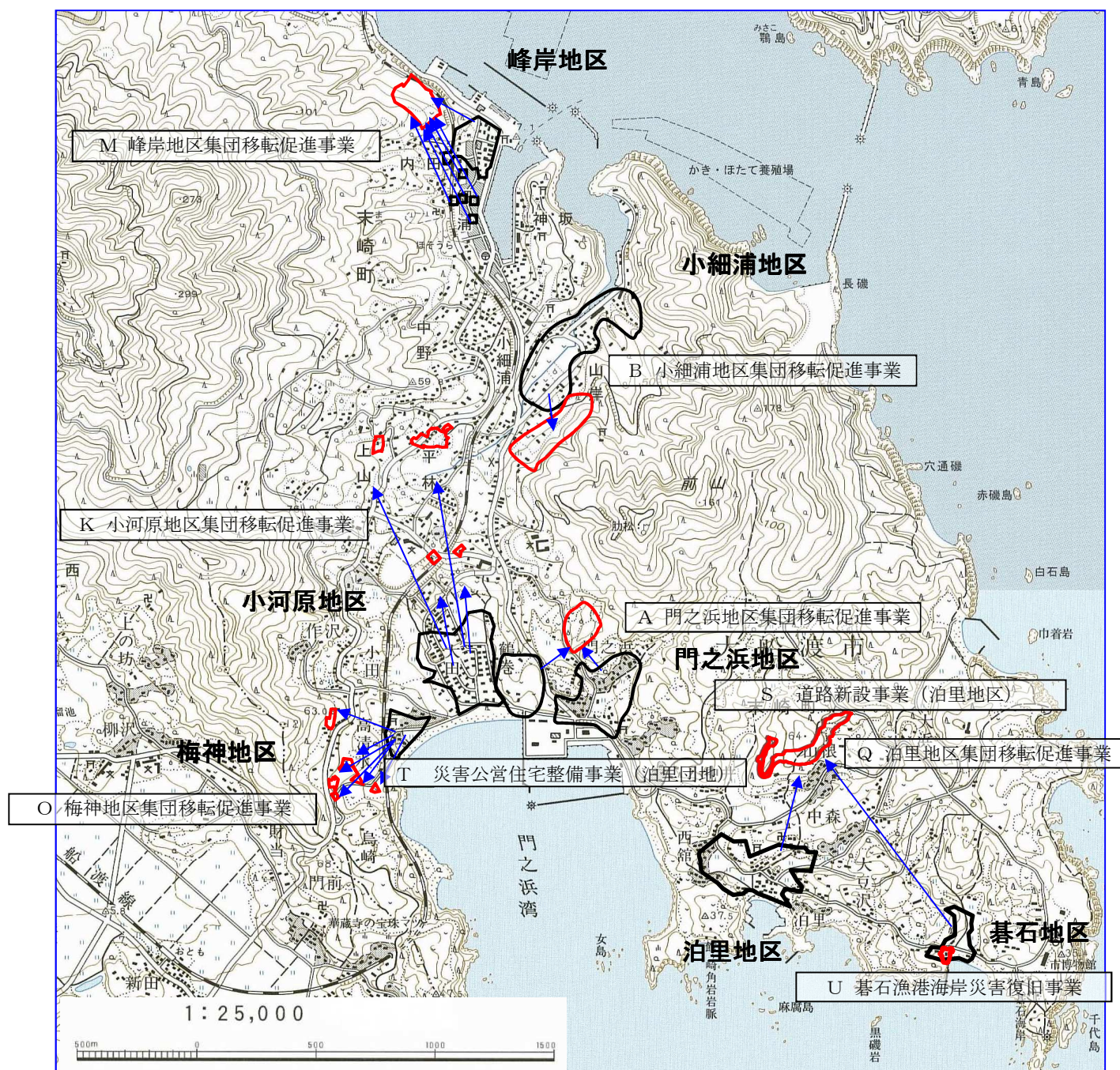


復興整備事業総括図



復興整備事業総括図

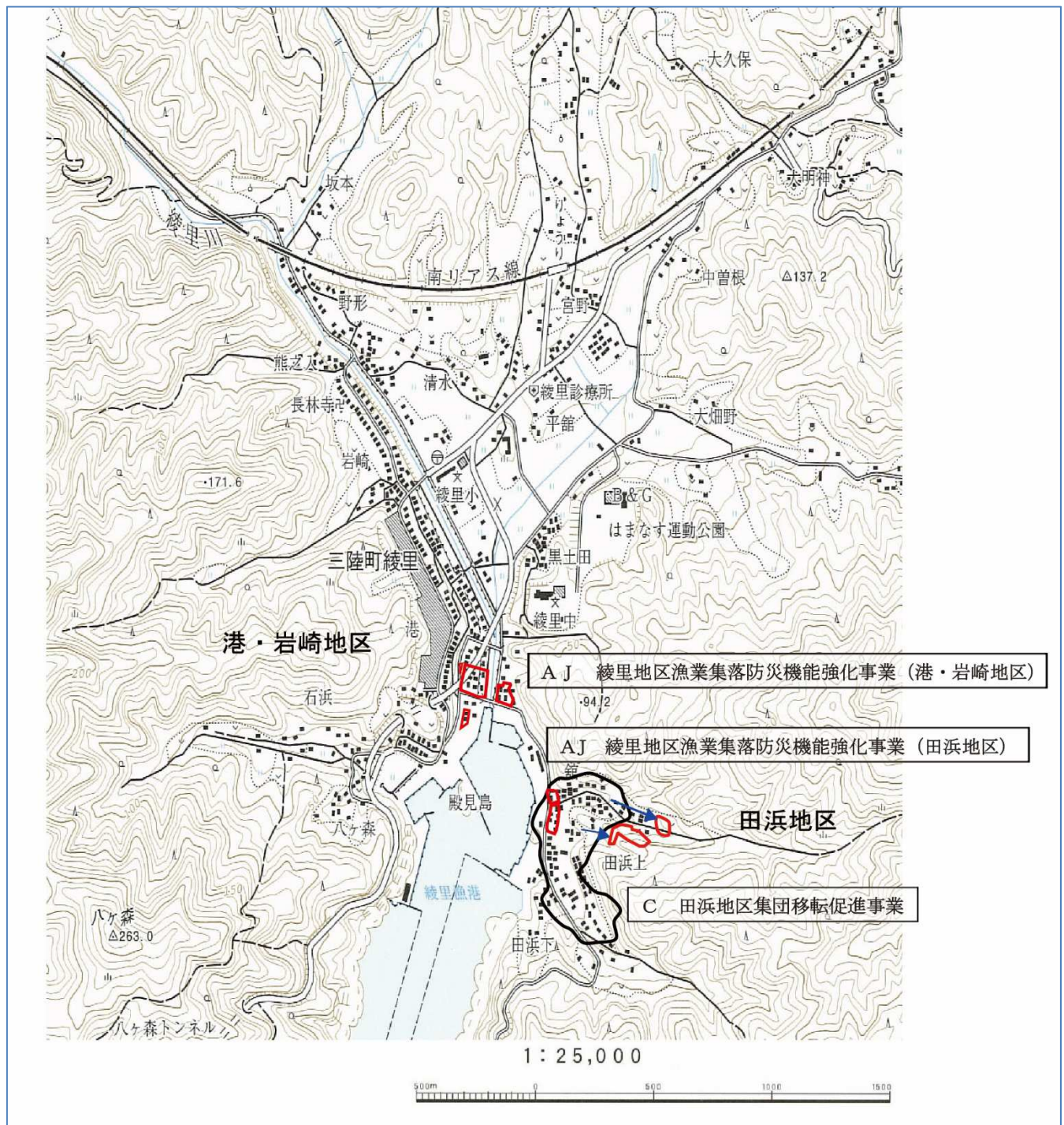
(門之浜地区、小細浦地区、小河原地区、峰岸地区、梅神地区、泊里地区、碁石地区)



- 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域 (今回変更)
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元 (今回変更)

復興整備事業総括図

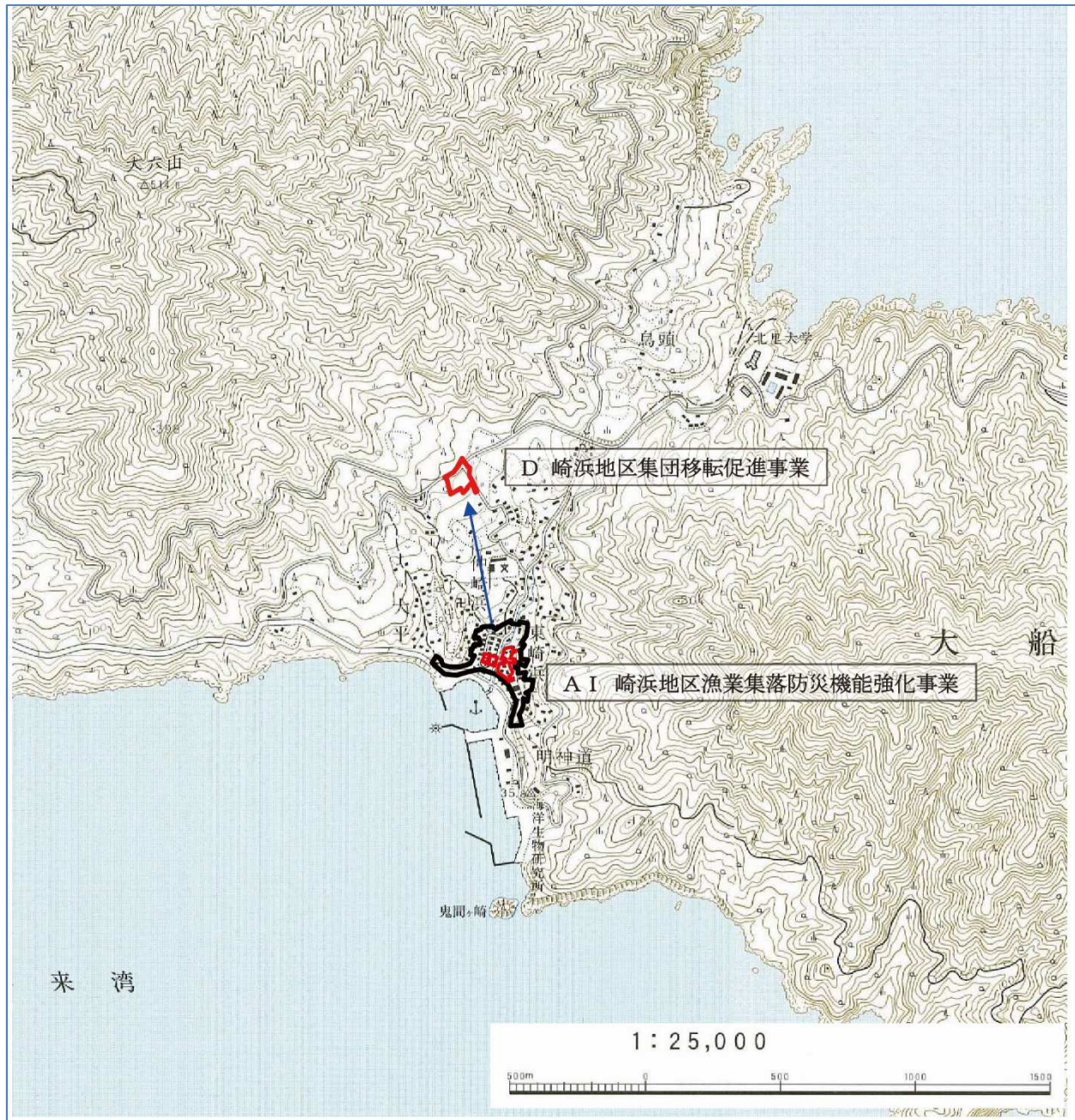
(田浜・港・岩崎地区)



- 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域 (今回変更)
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元 (今回変更)

復興整備事業総括図

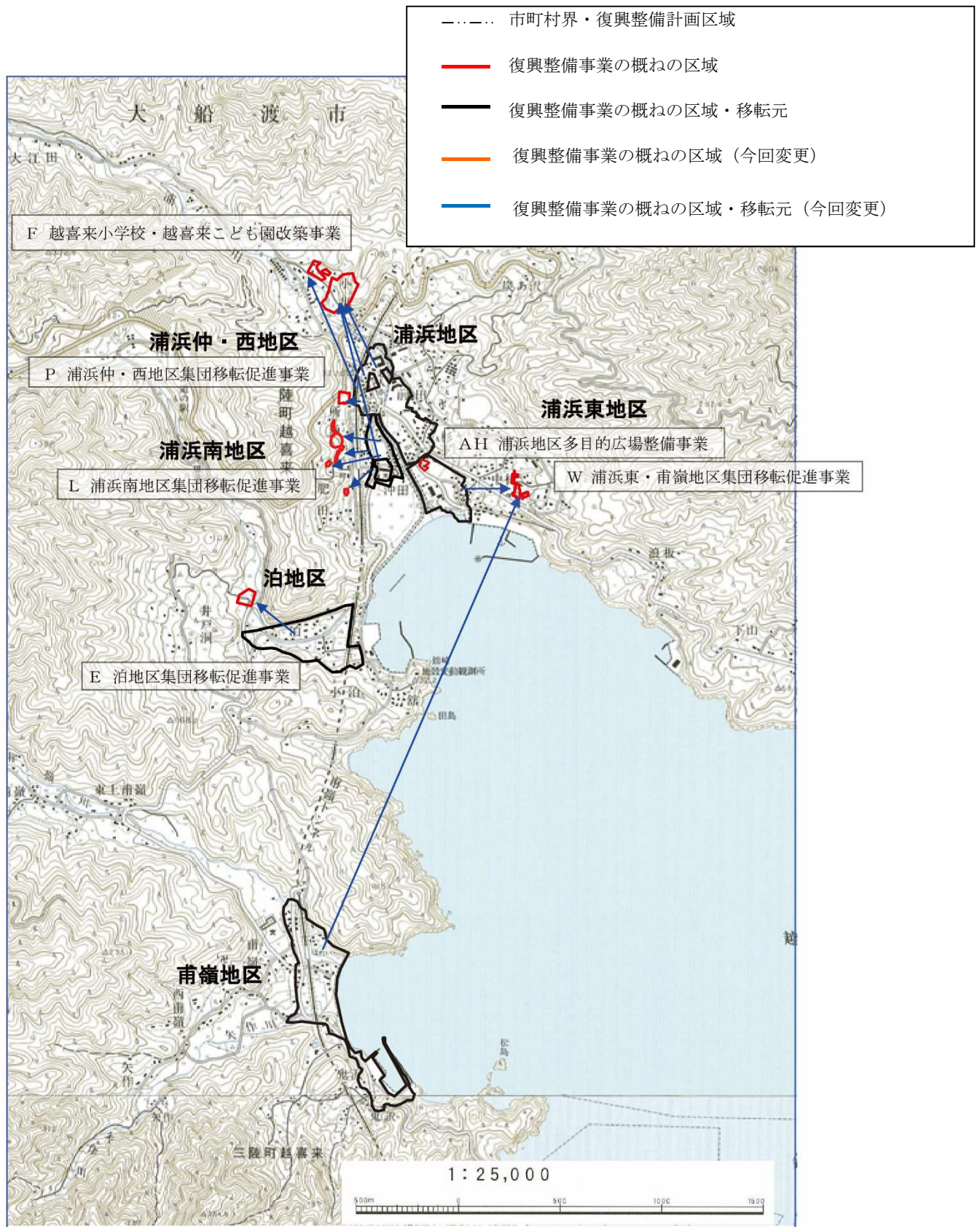
(横浜地区)



- 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域（今回変更）
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元（今回変更）

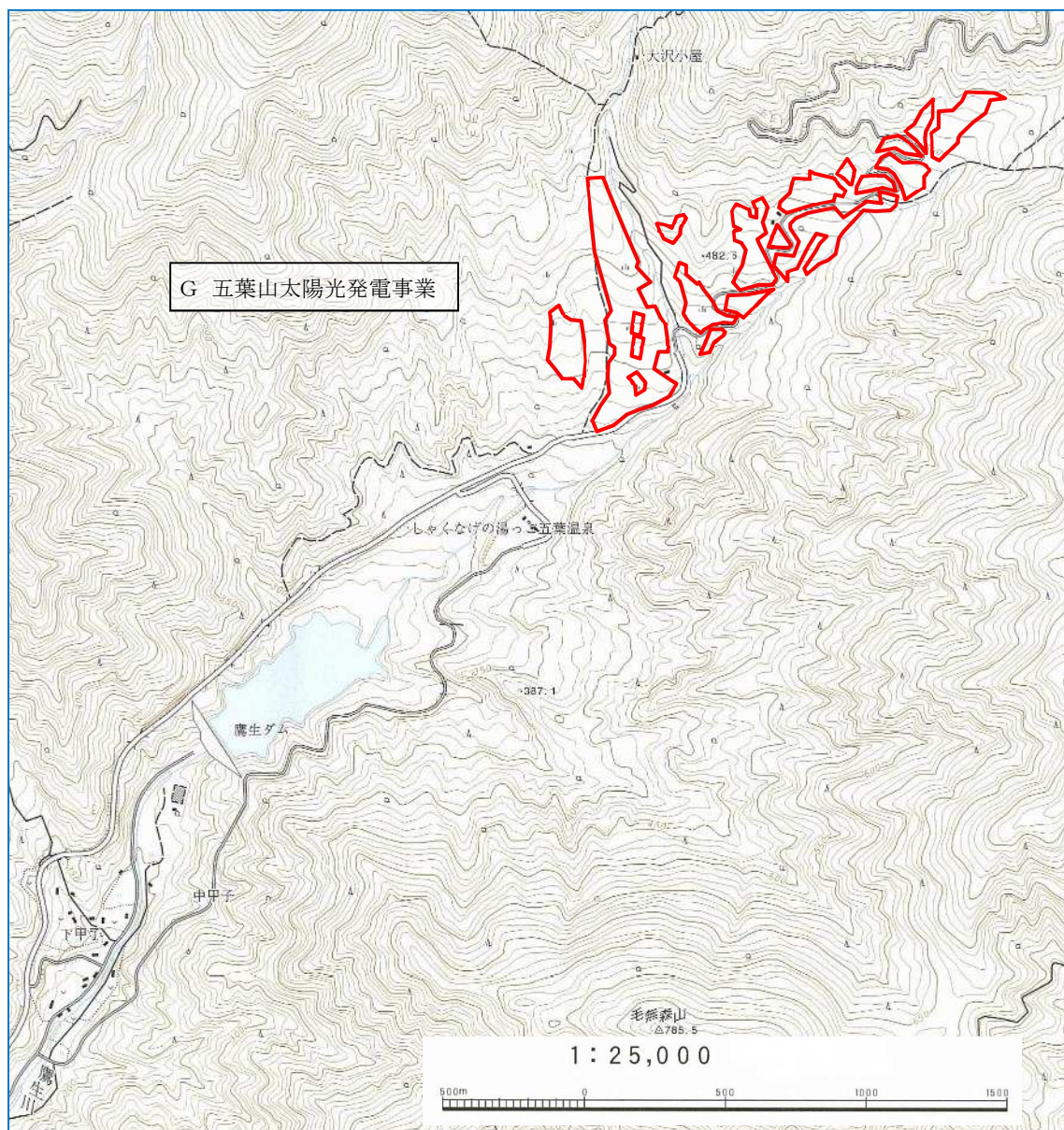
復興整備事業総括図

(泊地区、浦浜地区、浦浜南地区、浦浜仲・西地区
浦浜東・甫嶺地区)



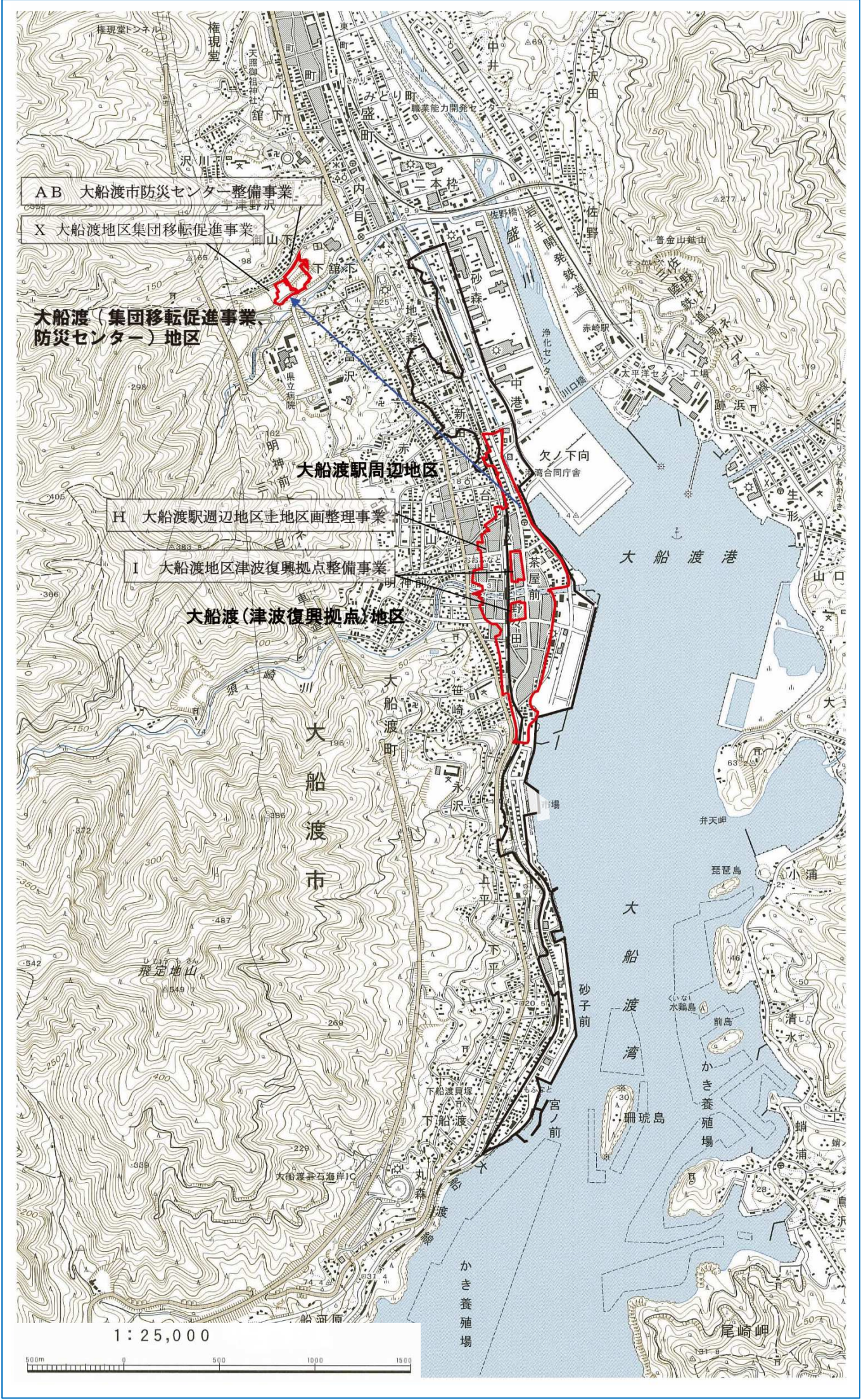
復興整備事業総括図

(上甲子地区)



- 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域（今回変更）
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元（今回変更）

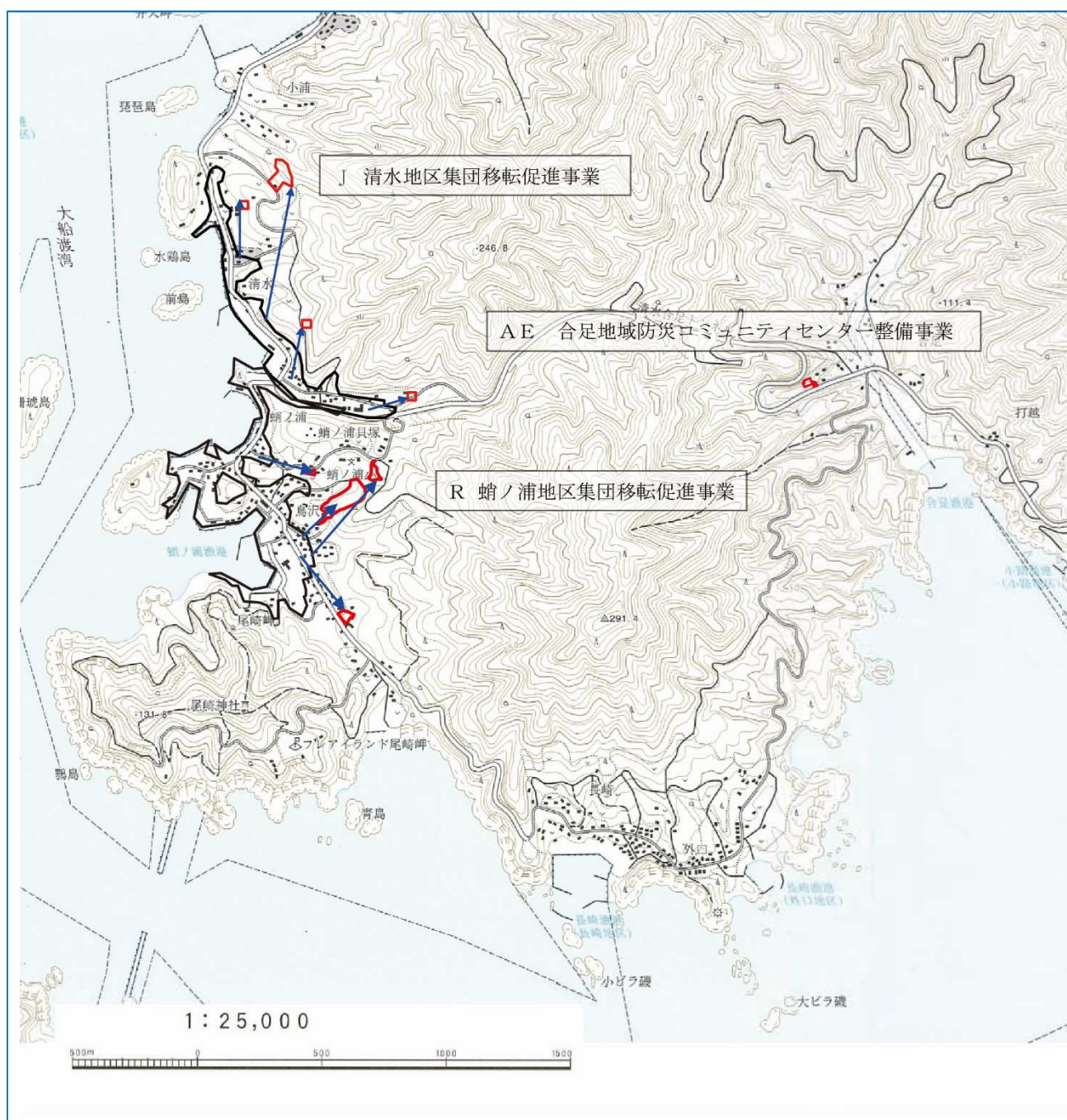
復興整備事業総括図 (大船渡駅周辺地区、大船渡(津波復興拠点)地区、大船渡(集団移転促進事業、防災センター整備事業)地区)



- 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域 (今回変更)
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元 (今回変更)

復興整備事業総括図

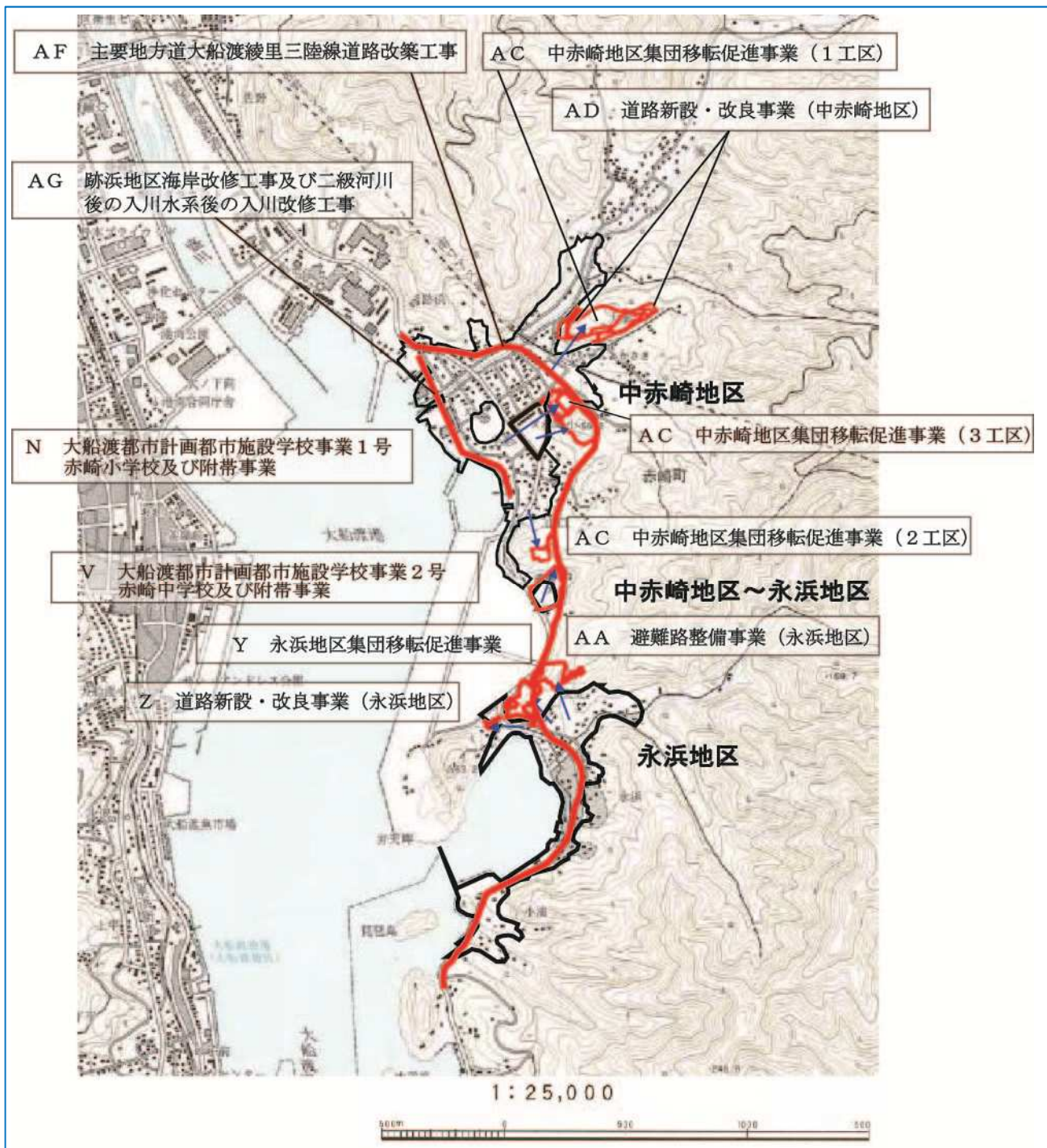
(清水地区、蛸ノ浦地区)



- 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域 (今回変更)
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元 (今回変更)

復興整備事業総括図

(中赤崎地区、永浜地区、中赤崎地区～永浜地区)



- 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域(今回変更)
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元(今回変更)

大船渡都市計画学校の変更（大船渡市決定）

都市計画学校中 1 号赤崎小学校ほか 1 学校を次のように変更する。

名称		位置	面積	備考
番号	学校名			
1	赤崎小学校	岩手県大船渡市赤崎町字 山口及び字生形の各一部	約 29,800 m ²	
2	赤崎中学校	岩手県大船渡市赤崎町字 山口の一部	約 35,700 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

東日本大震災津波により被災した学校の施設再建を促進するとともに、他事業等との調整を図り、教育施設の機能を確保するため、本案のように変更しようとするものである。

大船渡都市計画学校 1号赤崎小学校 変更理由書

赤崎小学校は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災津波により施設が全壊したことから、大船渡市復興計画に基づき、教育機会を確保することと赤崎地区の拠点施設として防災機能を確保することを目的に、安全な高台に学校施設を再建する施設整備を計画し、当該学校を都市施設として平成 26 年に都市計画決定したところである。

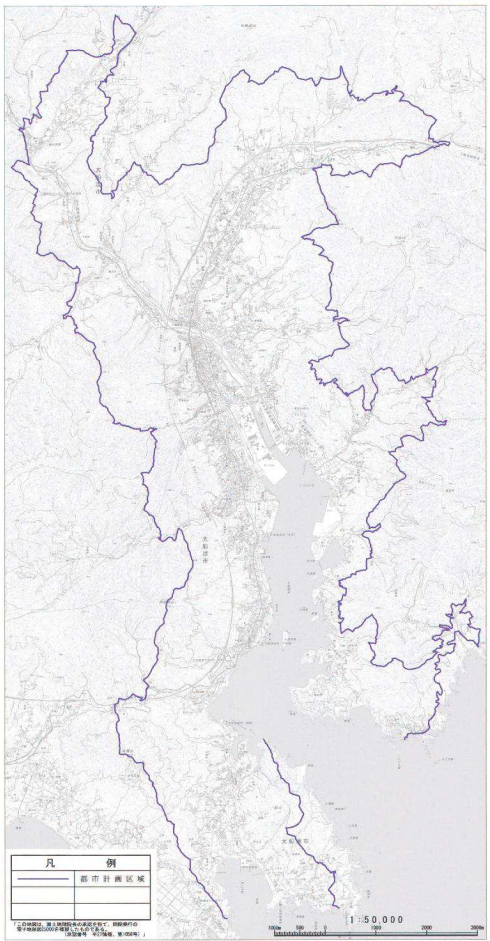
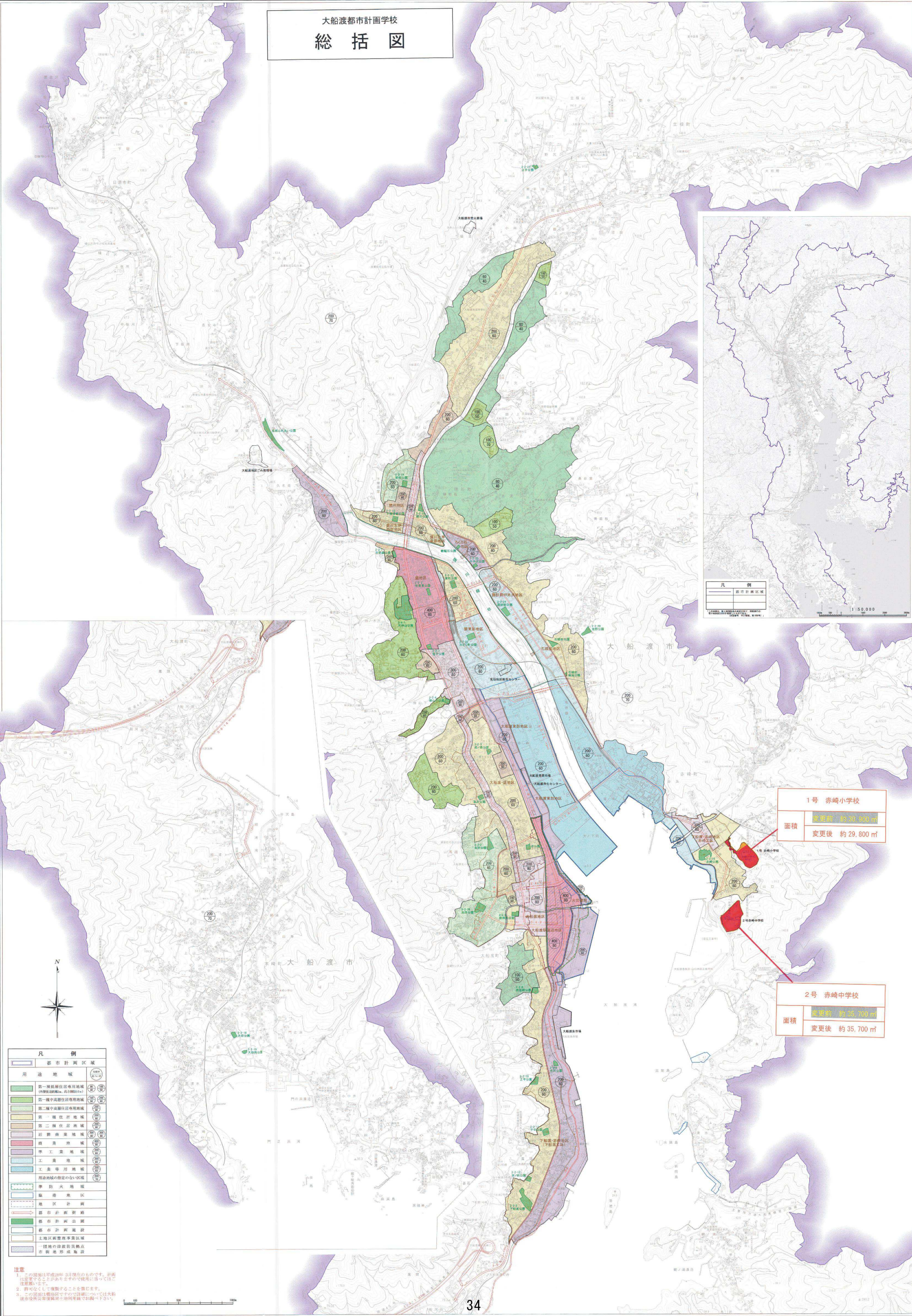
今回、赤崎小学校に隣接する防災集団移転事業（中赤崎地区）開発計画において、赤崎小学校の敷地造成工事で生じる北側法面等を開発区域の一部に含む必要が生じたことから、学校事業計画との調整のもと、学校区域を縮小するとともに、北側調整池への排水施設における地形等再調査による学校施設区域の精査により、本案のように変更しようとするものである。

大船渡都市計画学校 2号赤崎中学校 変更理由書

赤崎中学校は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災津波により施設が全壊したことから、大船渡市復興計画に基づき、教育機会を確保することと赤崎地区の拠点施設として防災機能を確保することを目的に、安全な高台に学校施設を再建する施設整備を計画し、当該学校を都市施設として平成 26 年に都市計画決定したところである。

今回、現地の地形及び地質の再調査により学校施設外周の擁壁位置の変更が必要となったことから、施設の区域を見直し本案のように変更しようとするものである。

大船渡都市計画学校
総 括 図



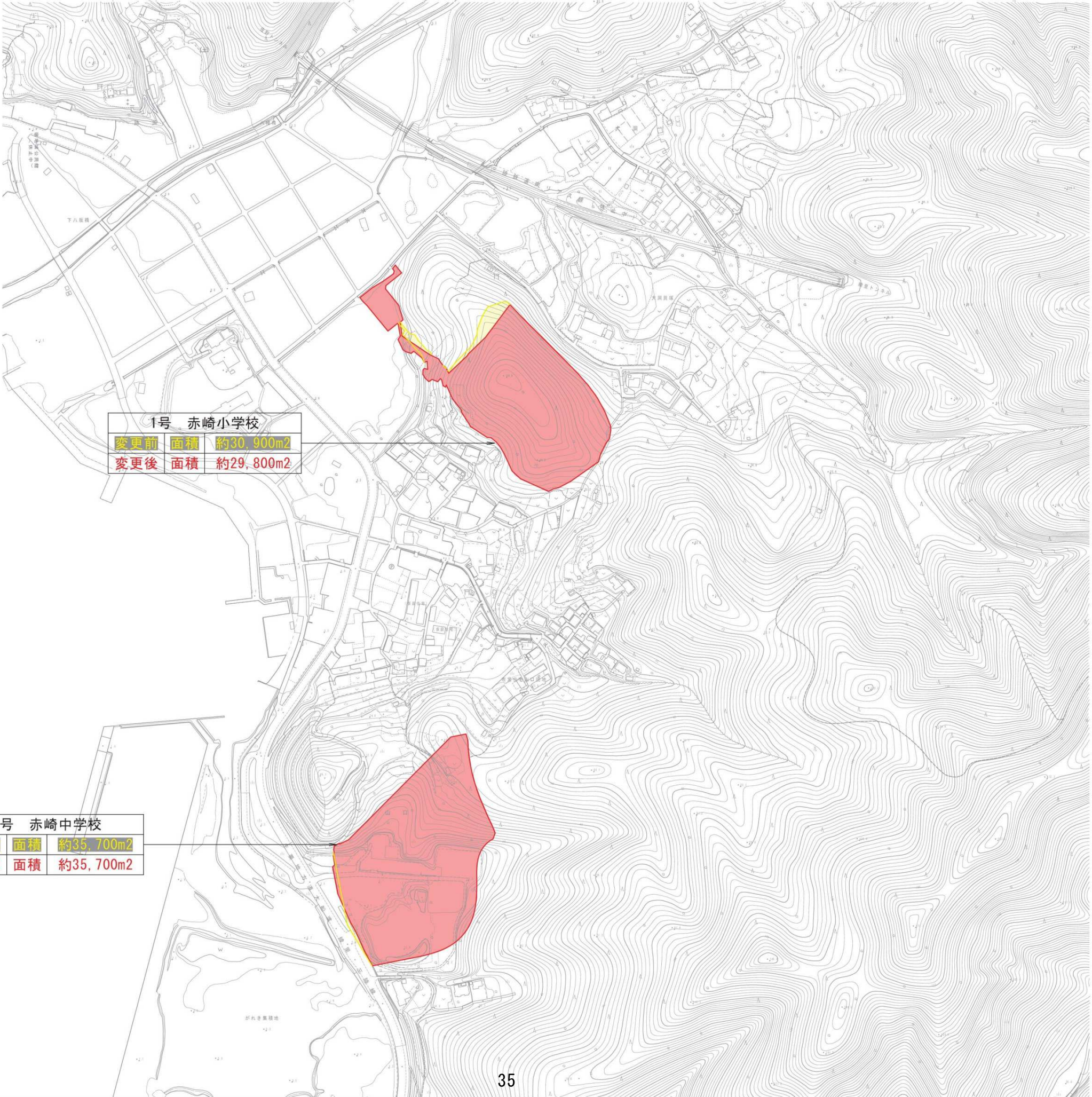
1号 赤崎小学校	
変更前	約 30,900 m ²
変更後	約 29,800 m ²

2号 赤崎中学校	
変更前	約 35,700 m ²
変更後	約 35,700 m ²

凡 例	
都市計画区域	
用途地域	
第一種低層住居専用地域 (外壁・屋根・高さ制限10m)	
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	
用途地域の指定のない区域	
準防火地域	
臨港地区	
地区計画	
都市計画道路	
都市計画公園	
都市計画施設	
土地開発整理事業区域	
団地の建設費負担点	
市街地形成施設	

注意
1. この図面は平成28年3月現在のものです。計画は変更することがありますので使用に当たってはご注意ください。
2. 許可なくして複製することを禁じます。
3. この図面は概略図ですので詳細については大船渡市役所又は関係機関の土地情報課でお問い合わせください。

計画図 (1/2, 500)



1号 赤崎小学校		
変更前	面積	約30,900m ²
変更後	面積	約29,800m ²

2号 赤崎中学校		
変更前	面積	約35,700m ²
変更後	面積	約35,700m ²



様式第5 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた 地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

復興整備計画に記載する事項

大槌・気仙川森林計画区

単位 ha

区 分		変更前森林面積	変更後森林面積	備 考
総 数		1 0 2, 5 2 4	1 0 2, 5 2 4	
市 町 村 別 内 訳	大 船 渡 市	2 4, 6 5 2	2 4, 6 5 2	△0.35ha
	陸 前 高 田 市	1 6, 9 4 3	1 6, 9 4 3	
	住 田 町	2 2, 8 5 7	2 2, 8 5 7	
	釜 石 市	2 9, 2 7 2	2 9, 2 7 2	
	大 槌 町	8, 8 0 0	8, 8 0 0	

注1 市町村別に記載するほか、森林計画区ごとに変更前と変更後の森林面積の合計を記載する。

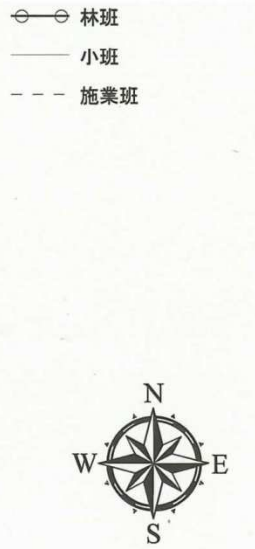
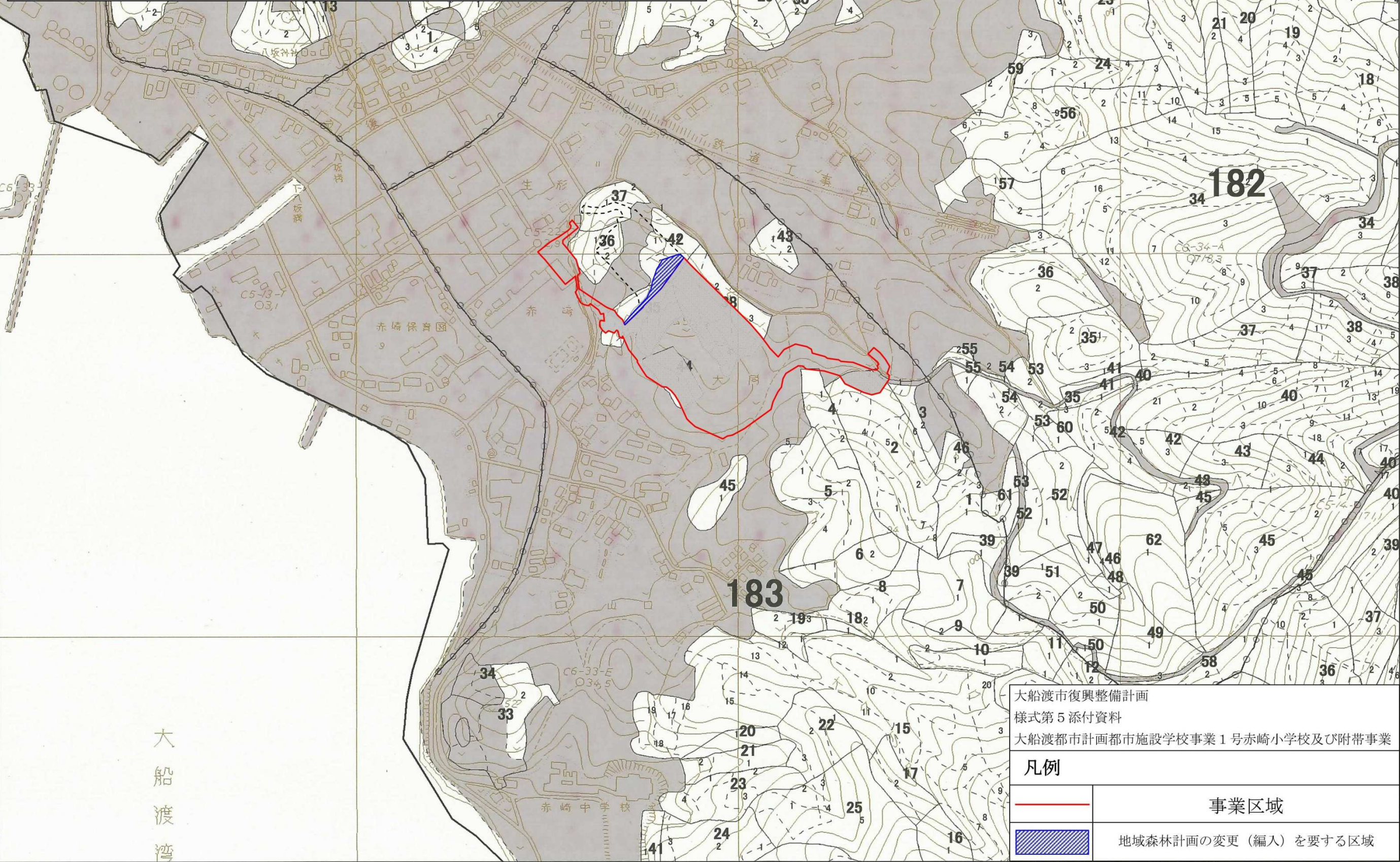
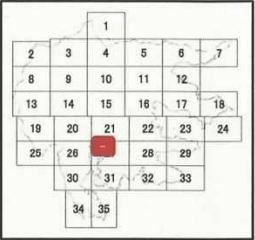
注2 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の民有林とする旨記載する。

注3 単位未満を四捨五入しているため、変更前後の森林面積及び市町村別内訳の合計と総数は一致しないことがある

添付書類

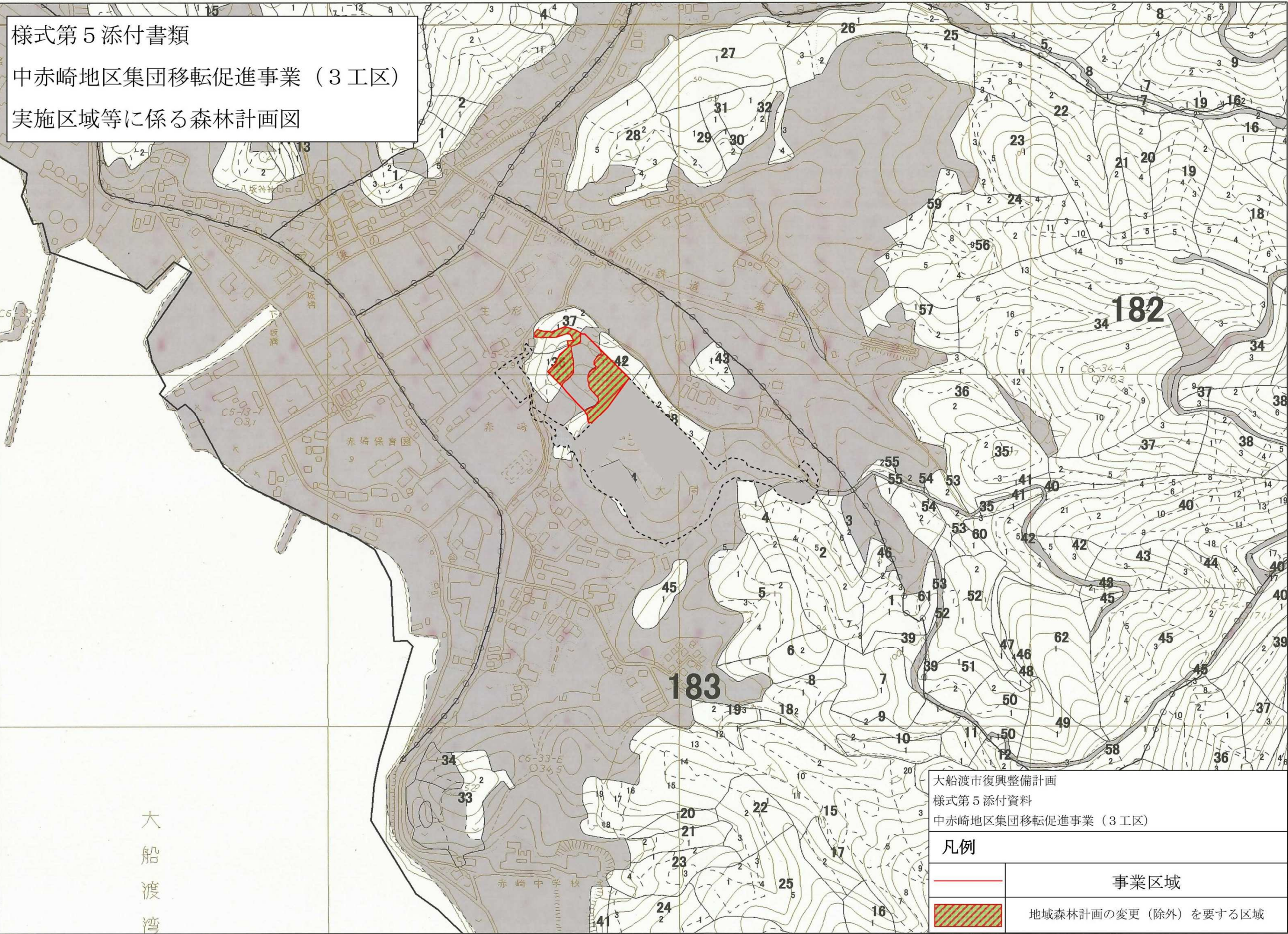
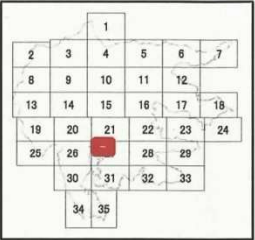
「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」
（平成12年5月8日付け12林野計第188号林野庁長官通知）の附録第6号により作成
した変更する区域に係る森林計画図。

様式第 5 添付書類
大船渡都市計画都市施設学校事業 1 号赤崎小学校及び附帯事業
実施区域等に係る森林計画図



森林資源管理図

様式第5 添付書類
中赤崎地区集団移転促進事業（3工区）
実施区域等に係る森林計画図



- 林班
- 小班
- 施業班

大船渡市復興整備計画
様式第5 添付資料
中赤崎地区集団移転促進事業（3工区）

凡例

	事業区域
	地域森林計画の変更（除外）を要する区域



0 100 200 300 400 500メートル

「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」
「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

様式第5－2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた 地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

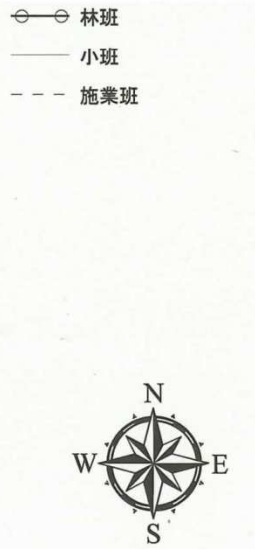
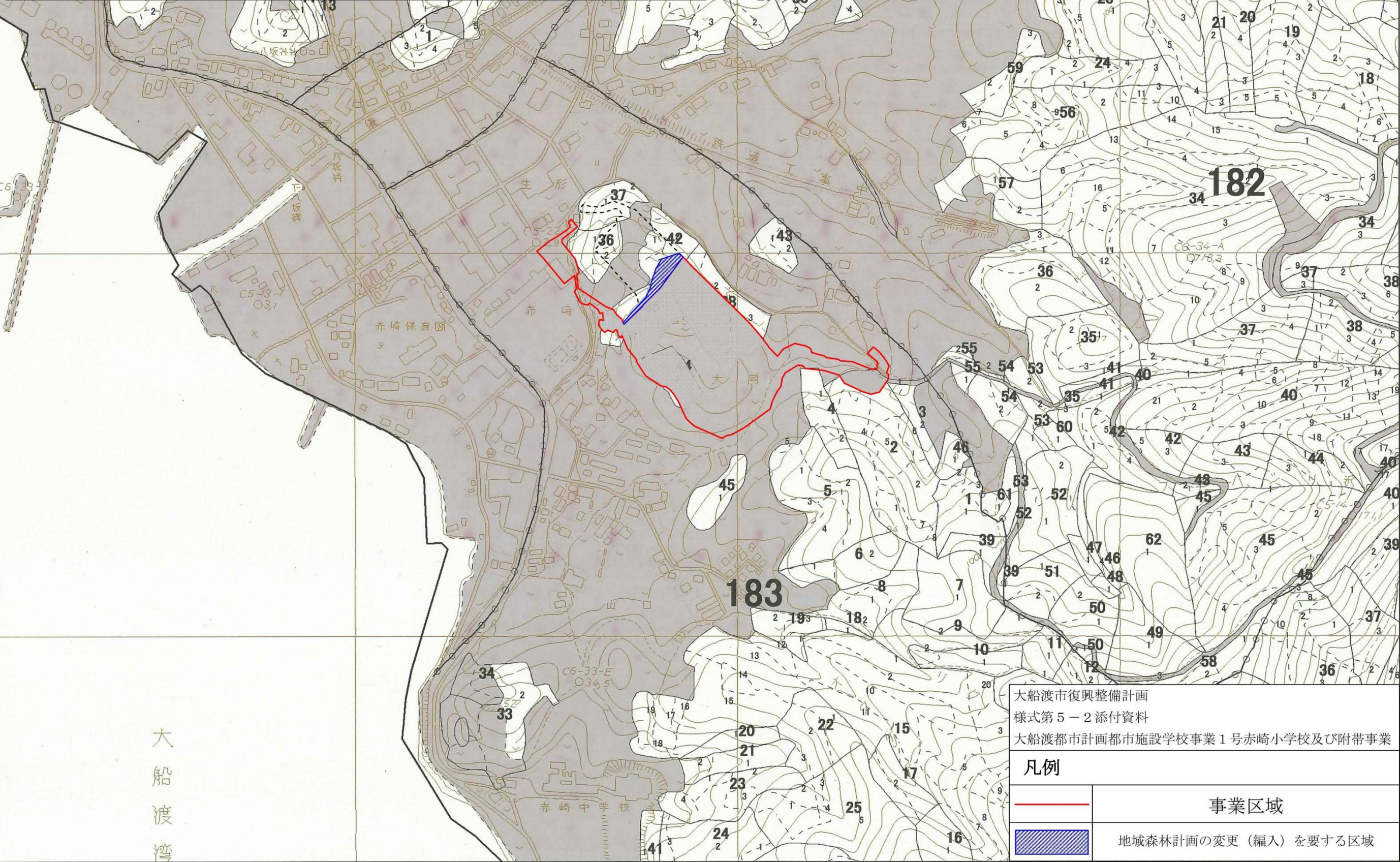
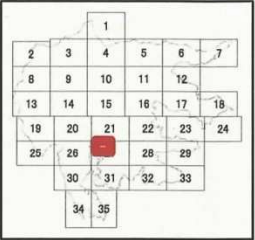
所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
大船渡市	赤崎町	山口	20番1他	名称：大船渡都市計画都市施設学校事業1号赤崎小学校及び附帯事業 種類：都市施設の整備に関する事業	拡大 0.11ha	事業区域3.38ha 3.49 うち対象森林 拡大0.11ha
大船渡市	赤崎町	山口	15番1他	名称：中赤崎地区集団移転促進事業（3工区） 種類：集団移転促進事業	縮小 0.46ha	事業区域0.76ha うち対象森林0.46ha 開発行為0.46ha ※面積はGIS計測値

- 注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。
- 注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。
- 注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。
- 注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。
- 注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）

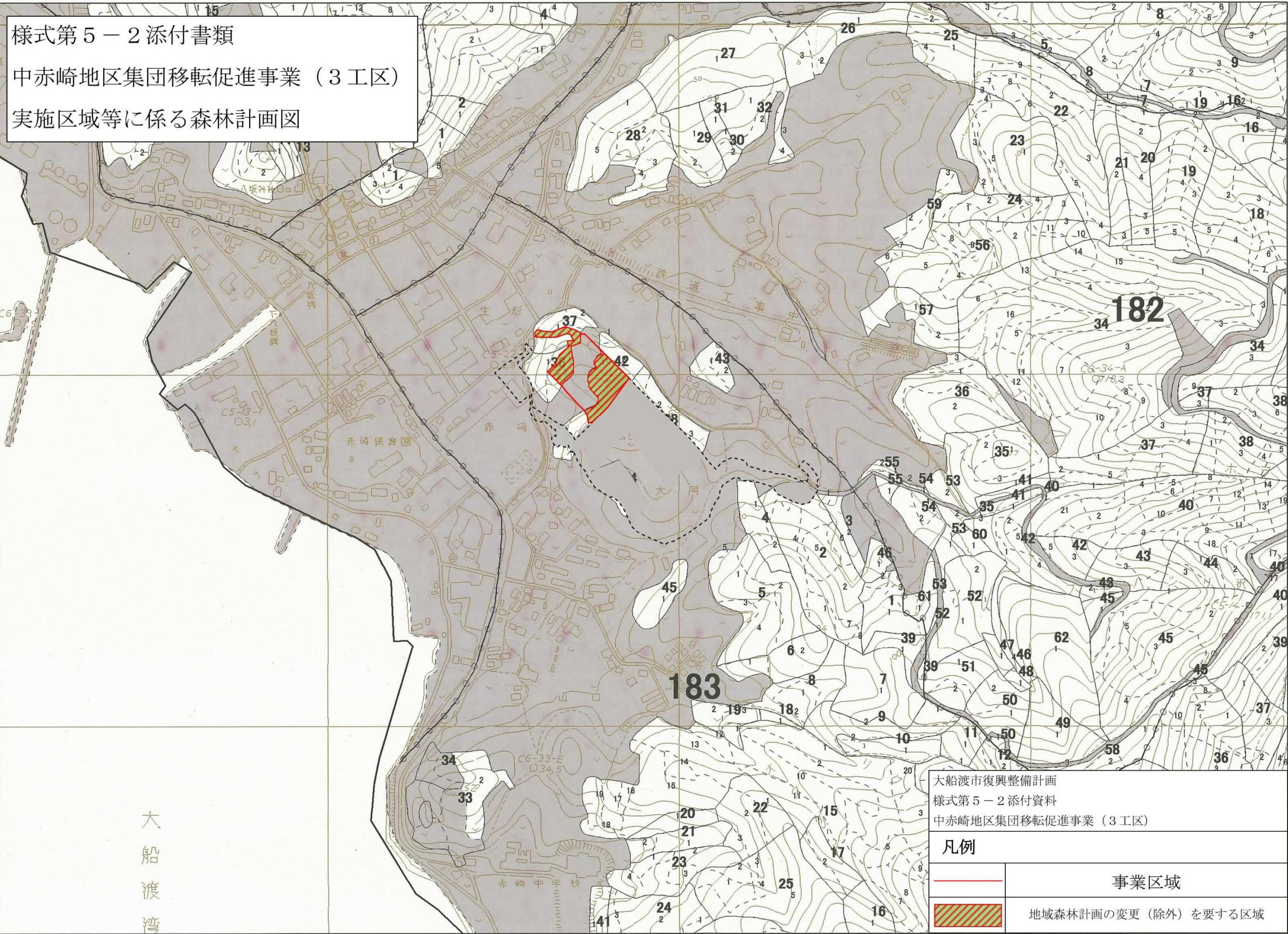
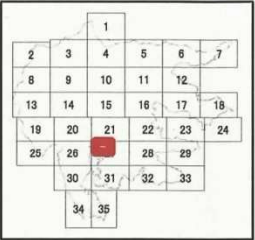
様式第 5 - 2 添付書類
大船渡都市計画都市施設学校事業 1 号赤崎小学校及び附帯事業
実施区域等に係る森林計画図



大船渡市復興整備計画 様式第 5 - 2 添付資料 大船渡都市計画都市施設学校事業 1 号赤崎小学校及び附帯事業	
凡例	
	事業区域
	地域森林計画の変更（編入）を要する区域

森林資源管理図

様式第5-2 添付書類
中赤崎地区集団移転促進事業（3工区）
実施区域等に係る森林計画図



- 林班
- 小班
- 施業班

大船渡市復興整備計画 様式第5-2 添付資料 中赤崎地区集団移転促進事業（3工区）	
凡例	
	事業区域
	地域森林計画の変更（除外）を要する区域



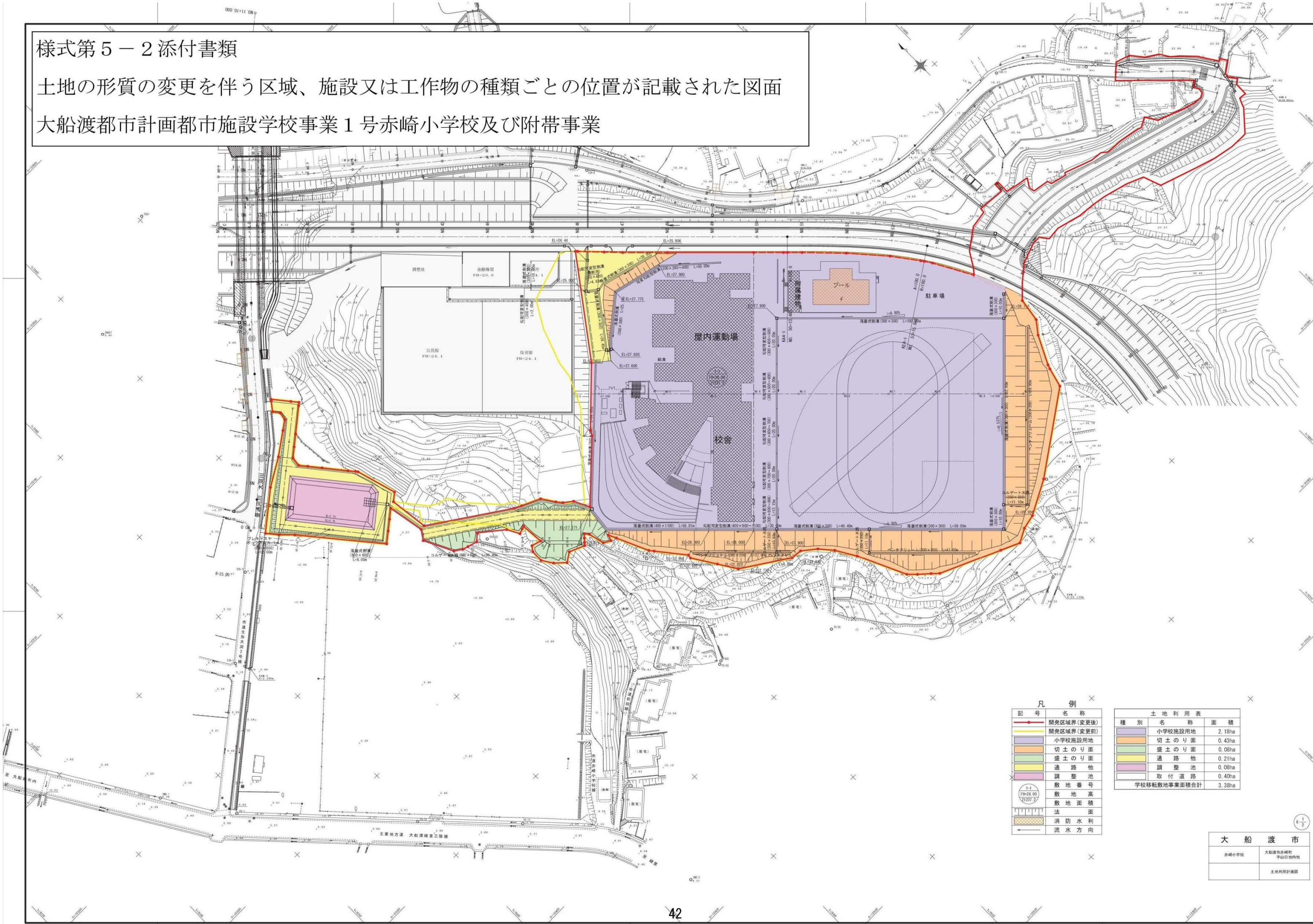
0 100 200 300 400 500メートル

「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」
「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

様式第5－2添付書類

土地の形質の変更を伴う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面

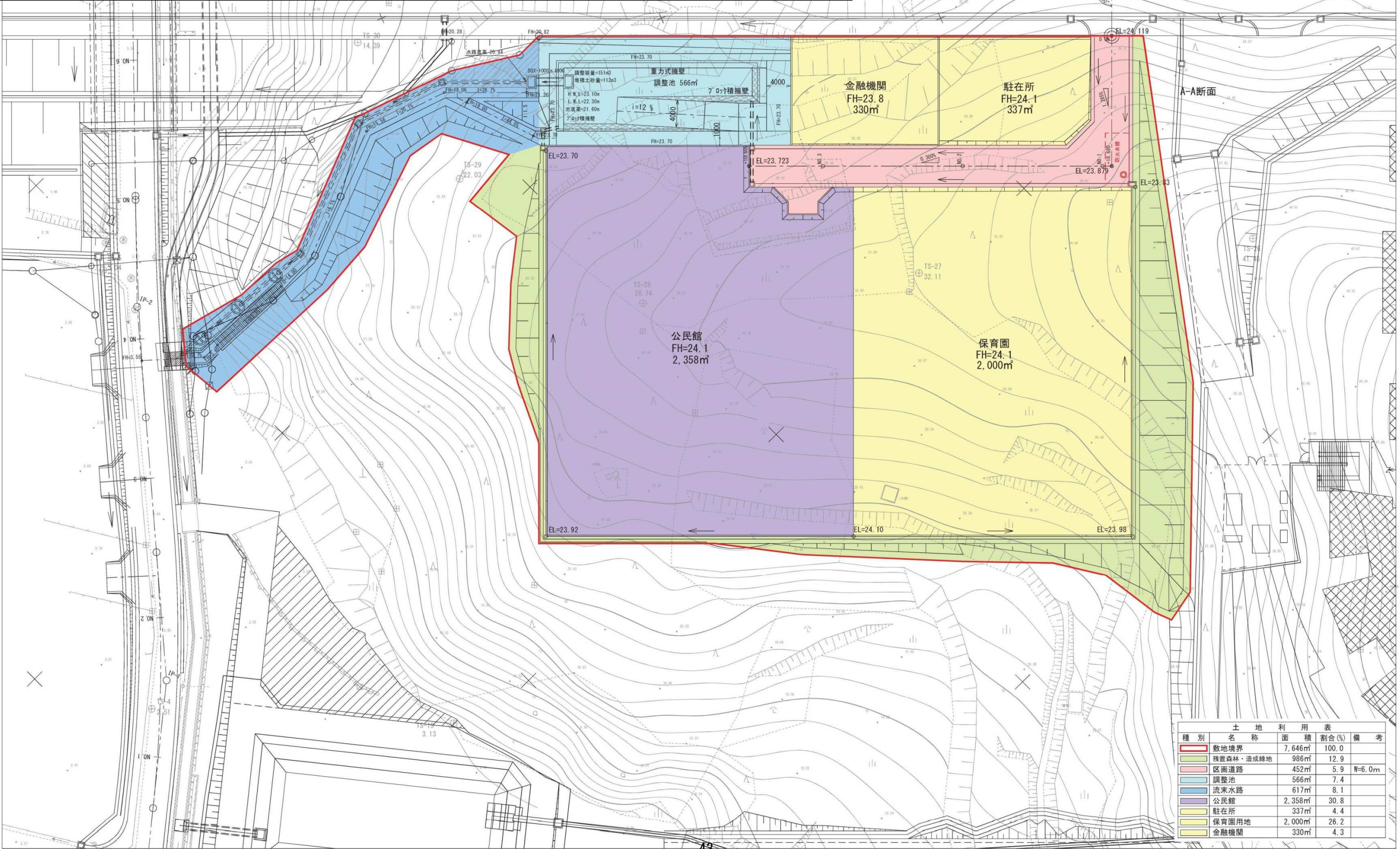
大船渡都市計画都市施設学校事業1号赤崎小学校及び附帯事業



様式第5－2 添付書類

土地の形質の変更を伴う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面

中赤崎地区集団移転促進事業（3工区）



様式第 5－2 添付書類 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

大船渡都市計画都市施設学校事業 1 号赤崎小学校及び附帯事業の概要

- 1 計画規模
 - (1) 造成計画
 - 事業面積 3.38ha
 - (2) 建物計画
 - 校舎棟 3,795 m²
 - 屋内運動場 860 m²
 - その他（プール、グラウンド等）
- 2 所在地
 - 大船渡市赤崎町字山口及び字生形地内
- 3 事業期間
 - 平成 24 年度から平成 28 年度まで

4 事業スケジュール

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28 年度
調査・測量・設計					
用地取得					
法定手続き ・許認可			 都市計画 決定等		 都市計画 変更等
工 事				 造成工事  建築工事	

- 5 周辺の環境への配慮

学校敷地としての必要面積確保と児童の安全面等を考慮しつつ、必要最小限の土地造成に止めるとともに、法面部分については、一部を除きコンクリートを使用しない植生緑化とすることで、周辺の自然景観との同調と、併せて緑による安らぎの空間創出に伴う児童の健全育成に資する。

様式第5－2 添付書類3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

中赤崎地区集団移転促進事業（3工区）の概要

(1) 事業区域 中赤崎地区

(2) 事業面積 0.76ha

(3) 事業内容 公益的施設敷地の造成

(4) 事業期間 平成26年度から平成29年度まで

(5) 事業スケジュール

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
調査・測量・設計				
用地取得				
法定手続き ・許認可			 開発行為	
工事				 造成工事

(6) 移転予定施設 保育園、公民館、駐在所、金融機関

(7) 周辺の環境への配慮

公益的施設敷地としての必要な面積確保しつつ、必要最小限の土地造成に止めるとともに、法面部分については、一部を除きコンクリートを使用しない植生緑化とすることで、周辺の自然景観との同調を図る。また、施工にあたっては法面の洗掘等による土砂の流出防止のため、必要箇所をシートで覆うなどの対策を行う。

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係
(農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可)

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

- ・ 本市の農業振興基本計画に基づき、農業経営の安定化及び担い手の確保に係る施策を推進し、本市農業の健全な発展を促す。
- ・ 津波による被害を受けた地区の農地については、早期に復旧し、生産高の回復を図る。
- ・ 津波による被害を受けなかった地区の遊休農地については、土地基盤の整備による労働能率の向上や農作業の受委託を推進する。
- ・ 津波による被害を受けなかった地区の農地については、県事業等を活用しながら、関係機関と連携し、生産性・収益性の高い農業の実現を図る。
- ・ 肉用牛生産及び酪農についても、意欲ある担い手農家の確保・育成と放牧の集約化等による生産コストの低減に努めるほか、消費者ニーズに対応した畜産物の生産・加工・流通に係る取り組みを推進する。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- ・ 経営再開マスタープランに基づき、集落の中心となる経営体の育成に努め、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業（県事業）等により、生産組合の設備導入に対し、支援を図る。
- ・ 津波による被害を受けた沿岸部の農地（約51ha）については、農地等災害復旧事業（県事業）の実施により早期に復旧を図るとともに、吉浜地区の農地については、農山漁村地域復興基盤総合整備事業（県事業）によりほ場整備（約47ha）を実施し、赤崎地区、綾里地区及び吉浜地区において設置されている復興組合による農地の瓦礫除去や除草等が完了したため、早期の営農再開を図る。
- ・ 津波により流出した農業機械や地震で被害を受けた農業用施設については、東日本大震災農業生産対策交付金（国事業）や農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（国事業）を活用して再整備を進め、早期の営農再開を図る。
- ・ 津波による被害を受けなかった農地については、山間地域農産物価格支持対策事業（市事業）等により経営の安定化を図りながら、ピーマン、きゅうり、いちご、たまねぎ、菌床しいたけ等地域特性を生かした高収益作物の生産を推進する。
 特にも日頃市地区においては、農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業を活用して、新たな菌床しいたけ栽培施設6棟を整備し、生産量の早期回復に努めるほか、地区内の花きセンターを活用した菊及び橘の生産集約やトマト、いちご等の施設園芸に併せた電照栽培の導入、パイプハウスを活用したタラノメ栽培等新規作物の栽培の推進に取り組む。
- ・ 岩手県随一の冬季温暖な気候を生かした冬春野菜（キャベツ、ほうれんそう等）の生産等については、三陸みらい園芸産地づくり交付金等を活用したパイプハウスで施設型農業の振興を図り、周年生産型農業を目指すほか、大船渡市農業協同組合においては、地域特産物である小枝柿について、加工品の生産拡大と商品価値向上を図るため、復興交付金を活用して処理加工・集出荷施設（平成25年度着工）を日頃市地区に整備する等、地域の実情に応じた農業を推進する。
- ・ 肉用牛生産及び酪農についても、意欲ある担い手農家を中心とする、経営体育成支援事業等を活用した施策展開、土地の有効活用を図るための集約的な放牧、肉用牛の生産団地化等により効率化・低コスト化を図るとともに、多様化している消費者ニーズに的確に対応する。

- (注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い農業を実現するため、どのような農業を目指していくのか明確に記入する。
- (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記入する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）
- 津波による被害を受けた沿岸部の農地(約51ha)については、農地等災害復旧事業（県事業）の実施により早期に復旧するほか、吉浜地区の農地については、農山漁村地域復興基盤総合整備事業（県事業）によりほ場整備(約47ha)を実施し、優良農地として確保する。 - 当市の第5次大船渡市農業振興基本計画に基づく肉用牛の目標頭数は160頭とされており、夏虫山放牧場(約150ha)及び大窪山放牧場(約180ha)において、目標頭数に必要な草地基盤を確保する。 - 住宅地や事業用地への農地転用は必要最小限とし、農用地区域や第1種農地等は今後も優良農地として確保する。 - 農地の利用集積、越喜来地区・夏虫山放牧場及び吉浜地区・大窪山放牧場への集約的な放牧及び機械導入による農作業の省力化・低コスト化による生産性の高い近代的農業経営の実施により、耕作放棄地の発生防止及び解消に努める。
② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）
- 吉浜地区における農山漁村地域復興基盤総合整備事業（県事業）により、優良農地として利用する。 - 意欲ある担い手への農地の利用集積を進め、ピーマン、きゅうり、いちご、たまねぎ、菌床しいたけ等地域特性を生かした高収益作物及び冬春野菜（キャベツ、ほうれんそう等）の組み合わせによる周年生産型農業振興のための農地利用を図るほか、遊休農地等にさやいんげん等の省力型作物や飼料作物の導入を進める。
③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況
別紙様式のとおり

（注）（1） 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記入する。

（2） 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記入する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調査

（別紙様式 1）

図面 記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面 積	うち	うち	うち	事業 主 体	施行 予 定 年 度	予定人口 （世帯数） の規模等	土地利用 区 分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用地 区域面積					
E 地区	泊地区	集団移転 促進事業	住宅地	0.8ha	0.8ha	0.8ha	0.8ha	大船渡市	H24～H25	40人 （13世帯）	都市計画 区域外	移転促進区域面積1.3ha、都市 計画区域外、58人（20世帯）、 移転跡地：防災緑地、植林
C 地区	田浜地区	集団移転 促進事業	住宅地	0.7ha	0.3ha	0.3ha	0.2ha	大船渡市	H24～H25	39人 （12世帯）	都市計画 区域外	移転促進区域面積0.6ha、都市 計画区域外、60人（18世帯）、 移転跡地：防災緑地、植林
G 地区	上甲子地区	その他施設 の整備に関 する事業	事業施設 用地	34.0ha	28.6ha	34.0ha	28.6ha	五葉山太 陽光発電 合同会社	H25～H26	—	都市計画 区域外	—
J 地区	清水地区	集団移転 促進事業	住宅地	0.7ha	0.2ha	0.2ha	0.1ha	大船渡市	H24～H25	23人 （6世帯）	非線引き 都市計画 区域内用 途地域外	移転促進区域面積1.0ha、非線 引き都市計画区域内用途地域外 、54人（19世帯）、移転跡地： 漁業水産系用地
K 地区	小河原地区	集団移転 促進事業	住宅地	2.2ha	1.8ha	0.3ha	0.3ha	大船渡市	H24～H26	123人 （41世帯）	非線引き 都市計画 区域内用 途地域外	移転促進区域面積4.7ha、非線引 き都市計画区域内用途地域外、 462人（154世帯）、移転跡地：漁業 水産系用地、防災緑地、住居系用 地
L 地区	浦浜南地区	集団移転 促進事業	住宅地	0.8ha	0.3ha	0.8ha	0.2ha	大船渡市	H24～H26	30人 （11世帯）	都市計画 区域外	移転促進区域面積1.2ha、都市 計画区域外、77人（24世帯）、 移転跡地：防災緑地、植林

M地区	峰岸地区	集団移転 促進事業	住宅地	1.5ha	1.0ha	—	—	大船渡市	H24～H26	63人 (21世帯)	非線引き 都市計画 区域内用 途地域外	移転促進区域面積1.1ha、非線 引き都市計画区域内用途地域外 、84人(28世帯)、移転跡地：漁 業水産系用地
D地区	崎浜地区	集団移転 促進事業	住宅地	1.2ha	0.4ha	0.4ha	0.1ha	大船渡市	H24～H26	90人 (21世帯)	都市計画 区域外	移転促進区域面積2.0ha、都市 計画区域外、171人(46世帯)、 移転跡地：防災緑地、商業系用地
O地区	梅神地区	集団移転 促進事業	住宅地	0.7ha	0.5ha	0.7ha	0.3ha	大船渡市	H25～H26	39人 (13世帯)	非線引き 都市計画 区域内用 途地域外	移転促進区域面積0.8ha、非線 引き都市計画区域内用途地域外 、51人(17世帯)、移転跡地：防 災緑地、漁業水産系用地
P地区	浦浜仲・西 地区	集団移転 促進事業	住宅地	0.7ha	0.6ha	0.7ha	0.2ha	大船渡市	H25～H26	26人 (10世帯)	都市計画 区域外	移転促進区域面積1.3ha、都市 計画区域外、52人(20世帯)、 移転跡地：商業系・漁業水産系 用地
Q地区	泊里地区	集団移転 促進事業	住宅地	1.5ha	0.1ha	1.5ha	0.1ha	大船渡市	H25～H27	51人 (17世帯)	非線引き 都市計画 区域内用 途地域外	移転促進区域面積4.3ha、非線 引き都市計画区域内用途地域外 、213人(71世帯)、移転跡地：防 災緑地、漁業水産系用地
R地区	蛸ノ浦地区	集団移転 促進事業	住宅地	1.5ha	0.7ha	1.5ha	0.1ha	大船渡市	H24～H27	48人 (16世帯)	非線引き 都市計画 区域内用 途地域外	移転促進区域面積1.7ha、非線 引き都市計画区域内用途地域外 、131人(44世帯)、移転跡地：漁 業水産系用地
W地区	浦浜東・甫 嶺地区	集団移転 促進事業	住宅地	0.5ha	0.5ha	0.5ha	0.4ha	大船渡市	H24～H27	31人 (9世帯)	都市計画 区域外	移転促進区域面積2.3ha、都市 計画区域外、86人(33世帯)、 移転跡地：漁業水産系用地、防 災緑地、住居系用地

X 地区	大船渡地区	集団移転 促進事業	住宅地	1.1ha	0.2ha	—	—	大船渡市	H25～H27	39人 (15世帯)	非線引き 都市計画 区域内用 途地域外	移転促進区域面積5.2ha、非線 引き都市計画区域内用途地域外 、525人（175世帯）、移転跡地 ：商業系・漁業水産系用地、住 居系用地
Y 地区	永浜地区	集団移転 促進事業	住宅地	2.9ha	1.6ha	2.1ha	—	大船渡市	H26～H28	97人 (28世帯)	非線引き 都市計画 区域内用 途地域外	移転促進区域面積2.0ha、非線 引き都市計画区域内用途地域外 、123人（35世帯）、移転跡地 ：防災緑地、漁業水産系用地
A C 地区	中赤崎地区	集団移転 促進事業	住宅地・ 公 益 的 施設用地	5.5ha	2.6ha	—	—	大船渡市	H25～H29	112人 (47世帯)	非線引き 都市計画 区域内用 途地域外	移転促進区域面積7.3ha、非線 引き都市計画区域内用途地域外 、495人（177世帯）、移転跡地 ：商業系・漁業水産系用地
			1 工区	3.5ha	1.0ha	—	—					
			2 工区	1.2ha	1.1ha	—	—					
			3 工区	0.8ha	0.5ha	—	—					
A E 地区	蛸ノ浦地区	その他施設 の整備に関 する事業	防災コミ ュニティ センター 用 地	0.1ha	0.1ha	0.1ha	0.1ha	大船渡市	H25～H27	—	非線引き 都市計画 区域内用 途地域外	—
計				56.4ha	40.3ha	43.9ha	31.5ha			851人 (280世帯)		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等を示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記入する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第 46 条第 2 項第 4 号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記入する。

- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記入する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記入する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記入する。

2 調整措置概要

地区名：E 泊地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
住宅団地の排水は、合併処理浄化槽により処理するため、周辺農地での営農に支障は生じない。周辺農地への出入りに影響は及ぼさない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」
は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、
その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第
3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
る資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニ
ングの予定時期について記入する。

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

住宅団地の排水は、合併処理浄化槽により処理するため、周辺農地での営農に支障は生じない。周辺農地への出入りに影響は及ぼさない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」
は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、
その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第
3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
る資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニ
ングの予定時期について記入する。

地区名：G 上甲子地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	団体営草地 開発事業	五葉牧野	大船渡市 農業協同 組合	49.6ha	S45～ S47	28.6ha	完了	補助	当市復興計画に掲げる「防災まちづくり」の推進における重要施策：再生可能エネルギーの活用・導入促進による安定的な電力の供給により、災害に強い都市基盤の形成や地域特性を生かした産業振興を図るためには、再生可能エネルギーを活用した電力の供給拠点施設となる大規模メガソーラー発電施設の立地と、当該施設用地・事業面積の確保を津波浸水リスクが極めて低い地域において図る必要があるが、当該事業受益地以外には確保できないところである。 また、当該事業受益地は、放射性物質の被害により放牧事業が中止されており、除染作業の実施も困難な状況にある。 なお、当該事業受益地に大規模メガソーラー発電施設を整備することについては、大船渡市農業協同組合、大船渡市農業委員会及び大船渡市農林水産部農林課と調整を了している。
2	公社営畜産 基地建設事 業	五葉牧野	岩手県農地 管理開発公 社(現公益 社団法人岩 手県農業公 社)	33.5ha	S60～ H元	25.7 ha	完了	補助	当市復興計画に掲げる「防災まちづくり」の推進における重要施策：再生可能エネルギーの活用・導入促進による安定的な電力の供給により、災害に強い都市基盤の形成や地域特性を生かした産業振興を図るためには、再生可能エネルギーを活用した電力の供給拠点施設となる大規模メガソーラー発電施設の立地と、当該施設用地・事業面積の確保を津波浸水リスクが極めて低い地域において図る必要があるが、当該事業受益地以外には確保できないところである。 また、当該事業受益地は、放射性物質の被害により放牧事業が中止されており、除染作業の実施も困難な状況にある。 なお、当該事業受益地に大規模メガソーラー発電施設を整備することについては、大船渡市農業協同組合、大船渡市農業委員会及び大船渡市農林水産部農林課と調整を了している。
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
周辺農地については、放牧のための草地管理に対する影響はない。									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
事業の進捗に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。									

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了(昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了)したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。

- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記入する。

地区名：J 清水地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
住宅団地の排水は、漁業集落排水施設に接続することにより処理する。 雨水排水については、道路側溝に接続するため、周辺農地に対する影響がない。 農業用水・排水については、周辺農地はすべて畑地であることから、周辺農地への農業用水・排水に対する影響がない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
 中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」
 は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、
 その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
 により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第
 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
 る資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾー
 ニングの予定時期について記入する。

地区名：K 小河原地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
住宅団地の排水は合併処理浄化槽により処理し、雨水排水とともに道路側溝に接続し、機能を損なうことのないかたちで団地整備を行うため、周辺農地に影響はない。 農業用水については、当該施行区域内に用水路はなく、また、排水路についても、機能を損なうことのないかたちで団地等の整備を行うため、周辺農地に影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」
は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、
その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第
3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
る資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾー
ニングの予定時期について記入する。

地区名：L 浦浜南地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
住宅団地の排水は合併処理浄化槽により処理し、雨水排水とともに道路側溝に接続するため、周辺農地に対する影響がない。 農業用水・排水については、周辺農地はすべて畑地であることから、周辺農地への農業用水・排水に対する影響がない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」
は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、
その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第
3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
る資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニ
ングの予定時期について記入する。

地区名：M 峰岸地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
住宅団地の排水は合併処理浄化槽により処理し、雨水排水とともに道路側溝に接続するため、周辺農地に対する影響がない。 農業用水・排水については、周辺農地はすべて畑地であることから、周辺農地への農業用水・排水に対する影響がない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
該当なし

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」
は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、
その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第
3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
る資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニ
ングの予定時期について記入する。

地区名：D 崎浜地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
住宅団地の排水は合併処理浄化槽により処理し、雨水排水とともに道路側溝に接続するため、周辺農地に対する影響がない。 農業用水・排水については、周辺農地はすべて畑地であることから、周辺農地への農業用水・排水に対する影響がない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」
は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、
その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第
3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
る資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニ
ングの予定時期について記入する。

地区名：○ 梅神地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
住宅団地の排水は合併処理浄化槽により処理し、雨水排水とともに道路側溝に接続するため、周辺農地に対する影響がない。 農業用水については、当該施行区域内に用水路はなく、また、排水路についても、機能を損なうことのないかたちで団地等の整備を行うため、周辺農地に影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」
は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、
その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第
3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
る資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニ
ングの予定時期について記入する。

地区名：P 浦浜仲・西地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
住宅団地の排水は合併処理浄化槽により処理し、雨水排水とともに道路側溝に接続するため、周辺農地に対する影響がない。 農業用水・排水については、従前の機能を損なうことのないかたちで団地等の整備を行うため、周辺農地に影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」
は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、
その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第
3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
る資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニ
ングの予定時期について記入する。

地区名：Q 泊里地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
住宅団地の排水は合併処理浄化槽により処理し、雨水排水とともに道路側溝に接続するため、周辺農地に対する影響がない。 農業用水・排水については、従前の機能を損なうことのないかたちで団地等の整備を行うため、周辺農地に影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」
は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、
その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第
3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
る資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニ
ングの予定時期について記入する。

地区名：R 蛸ノ浦地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
住宅団地の排水は合併処理浄化槽により処理し、雨水排水とともに道路側溝に接続するため、周辺農地に対する影響がない。 農業用水・排水については、従前の機能を損なうことのないかたちで団地等の整備を行うため、周辺農地に影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」
は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、
その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第
3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
る資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニ
ングの予定時期について記入する。

地区名：W 浦浜東・甫嶺地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
住宅団地の排水は合併処理浄化槽により処理し、雨水排水とともに道路側溝に接続するため、周辺農地に対する影響がない。 農業用水・排水については、従前の機能を損なうことのないかたちで団地等の整備を行うため、周辺農地に影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」
は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、
その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第
3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
る資料を別途添付する。

地区名：X 大船渡地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
住宅団地の排水は下水道整備を行うため、周辺農地に対する影響がない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」
は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、
その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第
3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
る資料を別途添付する。

地区名：Y 永浜地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
住宅団地の排水は下水道整備を行うため、周辺農地に対する影響がない。 農業用水・排水については、周辺農地はすべて畑地であることから、周辺農地への農業用水・排水に対する影響がない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」
は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、
その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第
3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
る資料を別途添付する。

地区名：A C 中赤崎地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
住宅団地及び公益的施設団地の排水は下水道整備を行うため、周辺農地に対する影響がない。 農業用水・排水については、周辺農地はすべて畑地であることから、周辺農地への農業用水・排水に対する影響がない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
集団移転促進事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」
は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、
その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第
3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
る資料を別途添付する。

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
該当なし									

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策
排水は合併処理浄化槽により処理し、雨水排水とともに道路側溝に接続するため、周辺農地に対する影響がない。 農業用水・排水については、従前の機能を損なうことのないかたちで施設等の整備を行うため、周辺農地に影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定
事業の進捗状況に合わせ、農用地利用計画の変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画
中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記入する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」
は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、
その施設及び延長等を記入する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記入する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めること
により農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第
3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記入する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関す
る資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記入する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニ
ングの予定時期について記入する。

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）
及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項 の農林水産大臣の同意を得 た土地利用方針に係る復興 整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	集団移転促進事業	中赤崎地区（3工区）	大船渡市

図面記号							
A C 地区							
土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面積 (㎡)	土地利用区分	
			登記簿	現 況		農振法	都 市 計画法
	大船渡市赤 崎町字山口	15番3	畑	畑	425	農振地域外	非線引き都市計画 区域内用途地域外
	大船渡市赤 崎町字山口	16番	畑	畑	1,734	農振地域外	非線引き都市計画 区域内用途地域外
	大船渡市赤 崎町字山口	22番6	畑	畑	2,555	農振地域外	非線引き都市計画 区域内用途地域外
	計	4,714㎡ （田 ー㎡、畑 4,714㎡）					
転用することによって 生ずる付近の農地作物 等の被害の防除施設の 概要		公益的施設団地の汚水は下水道に接続し処理をする。雨水排水については道路側溝に 接続し、従前の機能を損なうことのないかたちで団地整備を行う。 農業用水・排水については、周辺農地はすべて畑地であることから、周辺農地への農業 用水・排水に対する影響がない。 法面保護等を行うことにより、土砂の流出・崩壊を防止し、耕作に影響を与えないよ う事業を適切に実施する。					